

和木町 第5次総合計画

2016～2025

緑の風薫る文化のまち和木町
～あいさつと笑顔あふれるまち～



平成28年3月
山口県 和木町

ごあいさつ



和木町では、これまで、昭和 53 年に「和木町総合計画」を策定して以降、昭和 61 年にこの改訂版である「和木町新総合計画」を、平成 8 年に「第 3 次総合計画」を、平成 18 年に「第 4 次総合計画」を策定し、「緑の風薫る文化のまち和木町」を将来像に掲げ、これらの計画内容に基づいて、まちづくりを進めてまいりました。

この間、世界的な金融不況による日本経済の失速、ICTをはじめとする急速な科学技術の進展、人口減少社会への突入などの社会経済情勢の変化、そして、平成 23 年 3 月の未曾有の大災害となった東日本大震災の発生など、我が国全体が、これまでに経験したことのない大きな転換期を迎えています。

これからの 10 年は、さらに進む人口減少の問題や財政問題など、本町を取り巻く状況は厳しさを増すことが予測されますが、本町の地域特性を生かしたうるおいのある豊かなまちを構築し、快適な生活環境のもとであたたかい心のきずなで結ばれたまち、産業や教育・文化の息づくまちを創りあげるため、本町の将来像を引き続き、「緑の風薫る文化のまち和木町」と定めるとともに、本計画期間でめざす目標を「あいさつと笑顔あふれるまち」とし、その実現に向けた取組みを推進します。

今後、本計画を町政の最上位計画と位置づけ、各施策を着実に推進し、掲げた将来像の実現に向け全力を傾けてまいる所存でございますので、町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この総合計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました和木町第 5 次総合計画策定委員会ならびに議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をくださいました町民の皆さまに対し、心より感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

和木町長 **米本 正明**

目次

序 論

第1章 計画策定の趣旨.....	2
第2章 計画の性格と役割.....	3
第3章 計画の構成.....	4
第4章 計画の期間.....	5

基本構想

第1章 和木町の地域特性.....	7
1 地位・地勢.....	8
2 和木町の成り立ち.....	9
3 和木町の概況.....	10
第2章 まちづくりの課題.....	18
1 町民アンケート調査からみる和木町の課題.....	18
2 従来施策の課題.....	22
第3章 和木町がめざす将来像.....	24
1 将来都市像.....	24
2 まちづくりの基本目標.....	25
3 基本的な土地利用構想.....	26
第4章 目標指標の設定.....	28
1 人口指標.....	28
2 産業指標.....	30
3 財政指標.....	31
4 町民満足度.....	31

基本計画

基本計画の構成	34
第1章 重点施策	36
1 元気な子どもを育む子育て支援	36
2 保育所・幼稚園から小学校・中学校までの一貫した教育の充実	36
3 町民の元気を保つ、健康づくりの支援	37
4 防災・防犯体制の充実	37
第2章 協働のまちづくり	38
1 町民協働の場づくりの推進	39
2 地方分権時代の自立の推進	40
3 産学官民連携の推進	41
第3章 ふれあいのまちづくり	42
1 まちづくり活動の活性化	43
2 交流のまちづくりの推進	45
第4章 にぎわいのまちづくり	48
1 商工業の振興	50
2 農林水産業の振興	53
3 安定した雇用の促進	55
4 にぎわいのあるまちづくり	57
第5章 健やかに暮らせるまちづくり	58
1 高齢者福祉の充実	60
2 障害者福祉の充実	63
3 子ども・子育て支援の充実	65
4 地域福祉の充実	67
5 保健・医療、社会保障の充実	69
6 人権施策の推進	71
第6章 安全・安心で快適なまちづくり	72
1 安全・安心な生活の確保	74
2 生活環境の整備	81
3 環境衛生対策の推進	84
4 交通・通信インフラの整備の推進	87
第7章 教育・文化のまちづくり	90
1 生涯学習の推進	92
2 芸術・文化の振興	95
3 スポーツの振興	97
4 学校教育の充実	98

第8章 計画の実現に向けた取組の推進	102
1 広報・広聴活動の充実.....	102
2 安定した行財政運営の推進.....	104
3 広域行政の推進.....	106
4 計画の推進と評価・点検.....	107
資料編	109
1 用語解説.....	110
2 アンケート調査票.....	116
3 和木町第5次総合計画策定委員名簿.....	139

A decorative graphic consisting of a solid green shape with a wavy, rounded top edge, resembling a stylized hill or a cloud. It is positioned in the upper right quadrant of the page.

序論

序論

第1章

計画策定の趣旨

本町では、昭和53年に町政の長期的、総合的な指針となる「和木町総合計画」を策定し、以後平成18年に策定した「第4次和木町総合計画」まで、一貫して「緑の風薫る文化のまち」を将来目標として掲げ、その実現のために諸施策を展開してきました。

近年では、本格的な少子高齢社会を迎え、我が国の人口が減少に向かう流れが現実のものとなっています。いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる、我が国の高度経済成長を支えてきた世代が高齢化し、世界に類を見ない高齢社会を迎えることから、新たな地域社会の構築と維持が課題となっています。

また、情報通信技術（ICT）の急速な発展に伴い、情報量の増加や伝達速度の向上にとどまらず、人と人とのつながりのあり方、価値観の変化、ライフスタイルの多様化が一層進んでいます。

本町においても例外ではなく、人口減少、高齢化は進行しています。町民の暮らしに関する価値観が多様化する中で、我が町に住み、ともに歩む支えとなる「和木町ならではの」魅力の創造が求められています。

一方で、山口県の東端に位置し、岩国市と広島県に囲まれた本町では、広域的な連携と相互支援のもとでの町政振興が求められています。

町民との協働と広域的な連携を軸とし、さまざまな課題を克服し、町民の暮らしを豊かにするため、今後の10年間の指針となる本計画を策定するものです。

第2章

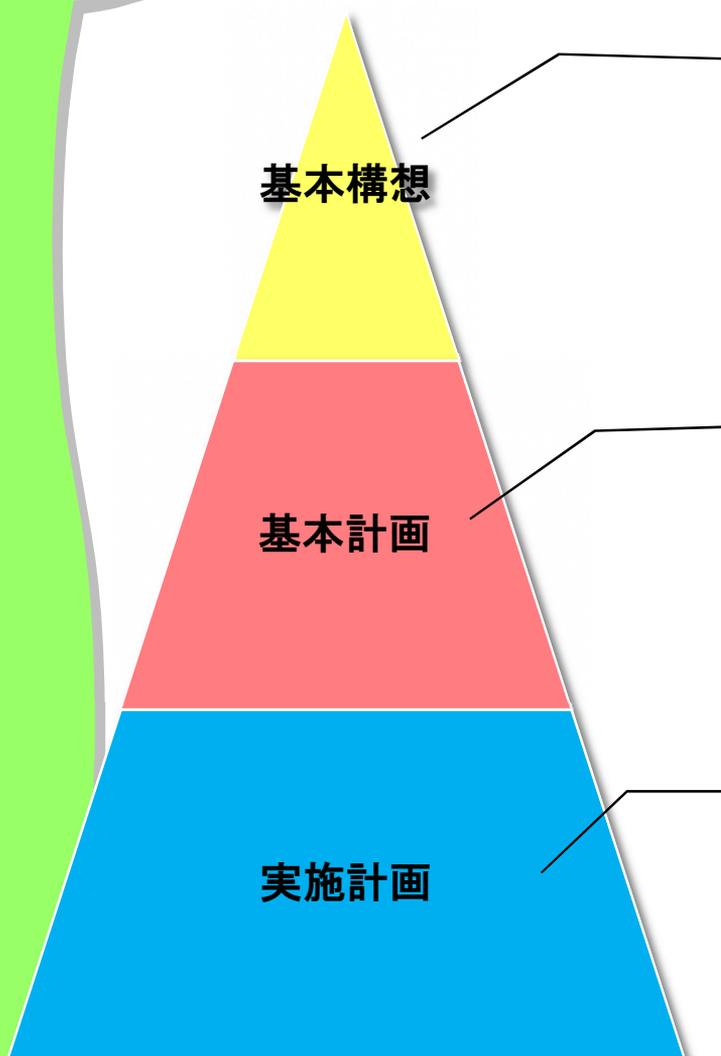
計画の性格と役割

本計画は、長期的展望に基づいて、本町を取り巻く環境の変化や現在及び近い将来に予測されるさまざまな課題に適切に対応するとともに、本町がめざす将来像や基本方向の実現に向けて、基本的な考え方や方策を示したものであり、次のような役割を持っています。

- (1) 町行政の各分野、各セクションにおける施策展開の整合性、計画性及び効率性を確保し、総合性を持たせる。
- (2) 町民、企業、各種団体等に対しては、本計画書に盛り込まれた町の将来像や基本目標などのまちづくりの方向性を示すことによって、町政に対する理解、協力、参画意識が深まり、主体的かつ積極的な活動が活発に展開されていくことを期待する。
- (3) 国、県及び広域市町村圏などに対しては、本計画の示す方向性を尊重し、積極的に施策が展開されるよう要望する。

なお、本計画に基づく諸施策の推進にあたっては、別途5年間を見通した実施計画を毎年策定し、今後の社会経済情勢の変化や財政状況に弾力的に対応しながら、計画的かつ着実に推進していくものとします。

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成します。



21世紀に対応すべき諸課題を的確に把握しながら、本町の将来像、まちづくりの基本目標、人口目標など、新しいまちづくりの基本方針を示すとともに、その実現に向けての施策の大綱と基本戦略を明らかにするものです。

基本構想に基づき、目標年度である平成32年度までに本町が推進しようとする諸施策及び整備事業を体系的に明らかにするものです。

基本計画に定められた諸施策、整備事業を年度別に具体化するものであり、毎年度の予算編成の指針となるものです。

第4章

計画の期間

本計画の期間は次のとおりとします。

1 基本構想

平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10か年計画とします。

2 基本計画

平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画とします。

3 実施計画

向こう5か年の計画を毎年見直すローリング計画とします。

序論



蜂ヶ峯総合公園

基本 構想

基本 構想

第1章

和木町の地域特性

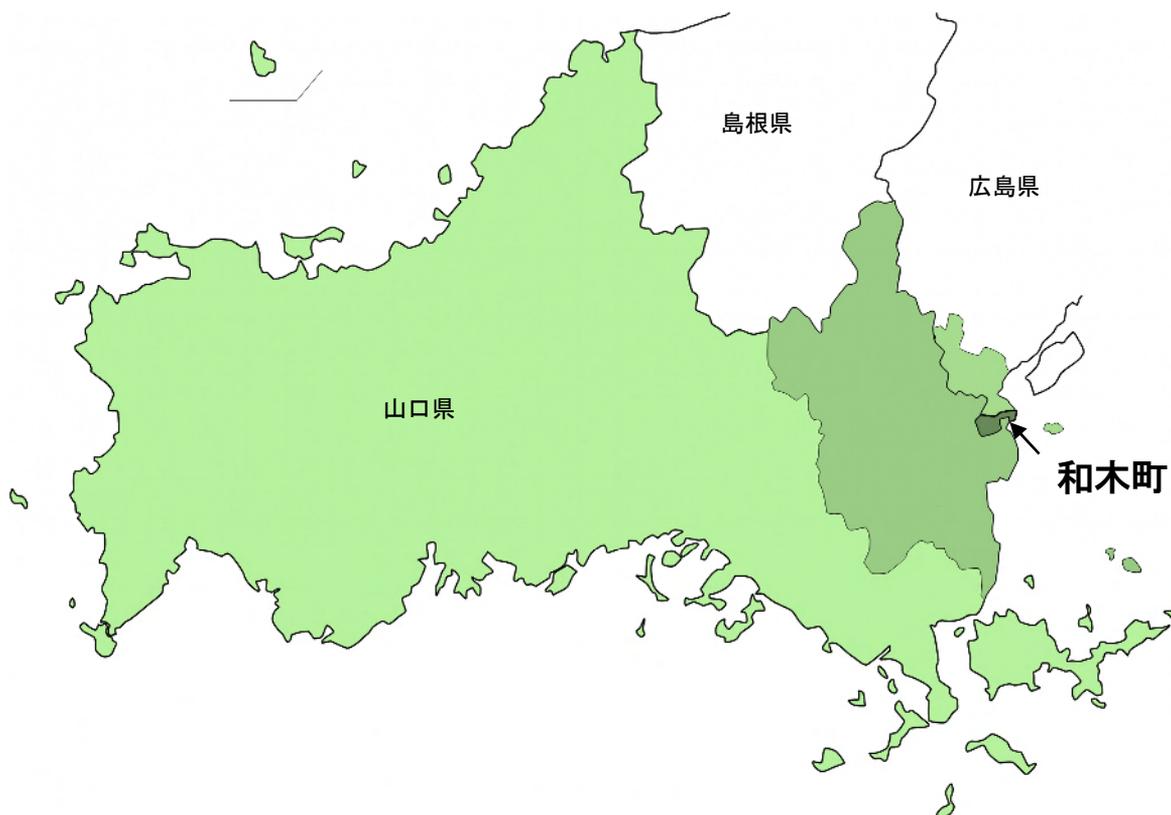
1

地位・地勢

本町は、山口県の東端に位置し、広島県と小瀬川を挟んで隣接しています。町域は岩国市と接し、北は広島県大竹市、東は瀬戸内海に面しています。行政区画面積は10.58km²で、そのうち約50%が山林であり、平地のほとんどは宅地化され、農耕地はわずか2.5%となっています。

地勢は、南側に緑豊かな山々を擁し、北側を小瀬川に接した低い地域で東西に開け、小瀬川河口部の堆積地の上にてきた町です。気候は、瀬戸内海気候であり、気温は四季を通して温度差が少なく、年間平均気温は15～16℃です。

■和木町の位置



2

和木町の成り立ち

本町は、江戸時代には岩国藩の配下であり、明治の廃藩置県の際には、小瀬・和木・関ヶ浜・瀬田の4村を統治して小瀬川村となり、明治32年に小瀬村と分離して和木村が誕生、昭和48年に町制施行し和木町となりました。

産業は、かつては農業と海苔の生産が主でしたが、明治39年に現在の日本製紙（株）の前身である芸防抄紙（株）が進出、さらに昭和15年に陸軍燃料廠、次いで現在のJXエネルギー（株）麻里布製油所の前身である興亜石油（株）が設立されるに至り、工業の町としての色彩が強まりました。その後、戦争により打撃を受けましたが、昭和31年に三井化学（株）の前身である三井石油化学工業（株）が陸軍燃料廠跡地に進出するにおよび、日本初の石油化学コンビナートの町として脚光を浴びるに至りました。

これらの裕福な財政を背景とし、昭和52年に和木地区の公共下水道が完成し、昭和56年に、瀬田・関ヶ浜地区においても公共下水道が共用開始され、現在、普及率は99.5%となっています。

昭和54年から、和木町の唯一の観光資源である蜂ヶ峯総合公園の整備に着手し、昭和62年にオープンの運びとなり、その後も平成2年にはバラ園の完成、平成3年にミニSの運転開始、平成4年にローラーすべり台がオープンするなど、町民だけでなく近隣の人々にも愛される公園として次々と整備されました。平成7年には、蜂ヶ峯総合公園隣接地に本格的なゴルフ場がオープンし、蜂ヶ峯総合公園を中心とした一大レジャーランドとなりました。

また、平成20年に周辺地域の拠点となるJR和木駅が開業したことにより、交通の利便性が改善され、和木町の居住魅力が大きく向上しました。



基本 構想

3

和木町の概況

(1) 人口の推移

ア 人口と世帯数

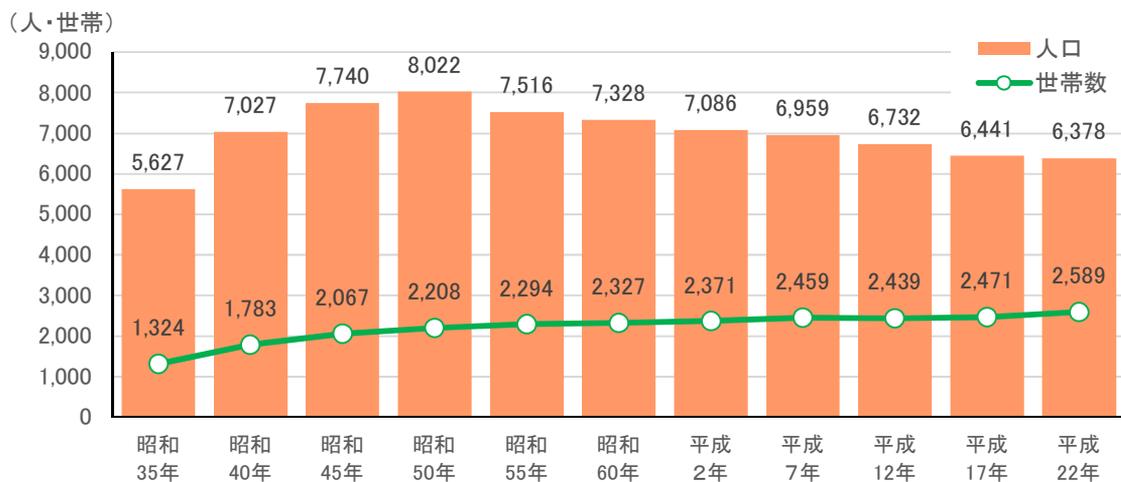
本町の人口を国勢調査の推移で見ると、昭和50年までは着実に増加傾向を示していましたが、昭和50年の8,022人を境に昭和55年からは減少傾向となり、平成22年には6,378人にまで減少しています。

年齢構成をみると、昭和50年には65歳以上の老年人口比率は全体の5.5%でしたが、平成2年には11.1%を占め、平成22年10月1日には22.3%になり5人に1人以上は65歳以上という高齢化が急速に進展しています。

また、地区人口の構成比をみると、和木地区が7割を占めていますが、和木地区及び関ヶ浜地区では減少傾向がみられ、瀬田地区においては住宅団地の開発等により人口増加がみられます。

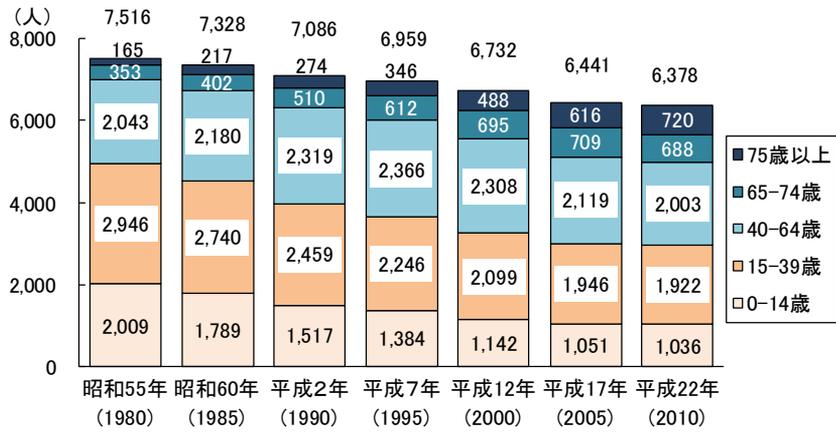
一方、世帯数は一貫して増加傾向が続いています。高齢者のいる世帯では、夫婦世帯と単独世帯が約3分の2を占めるまでに増加しています。

■総人口と世帯数の推移



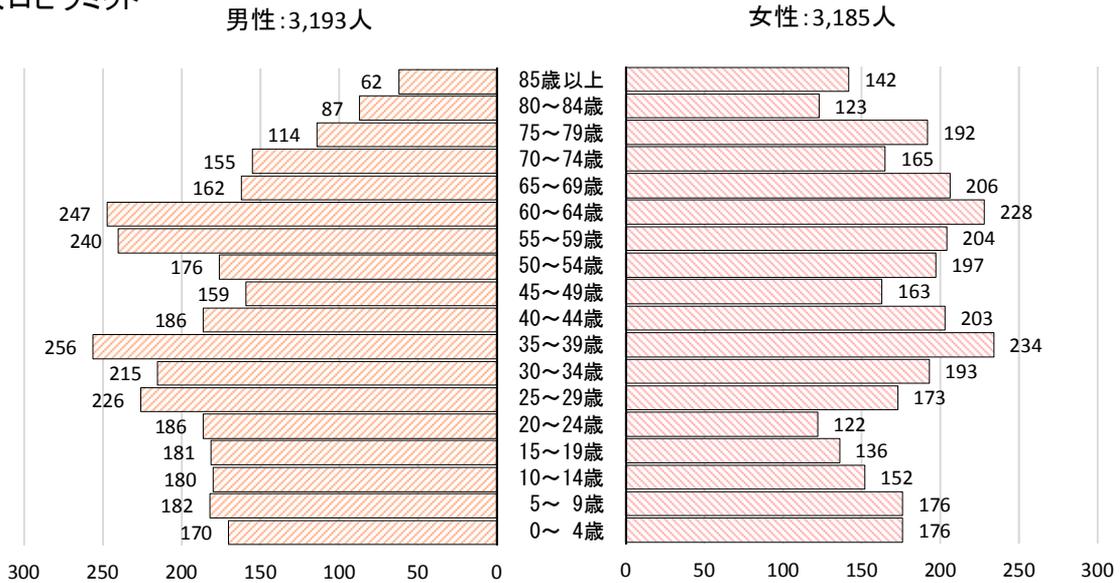
資料: 国勢調査

■ 年齢構成の推移



資料: 国勢調査

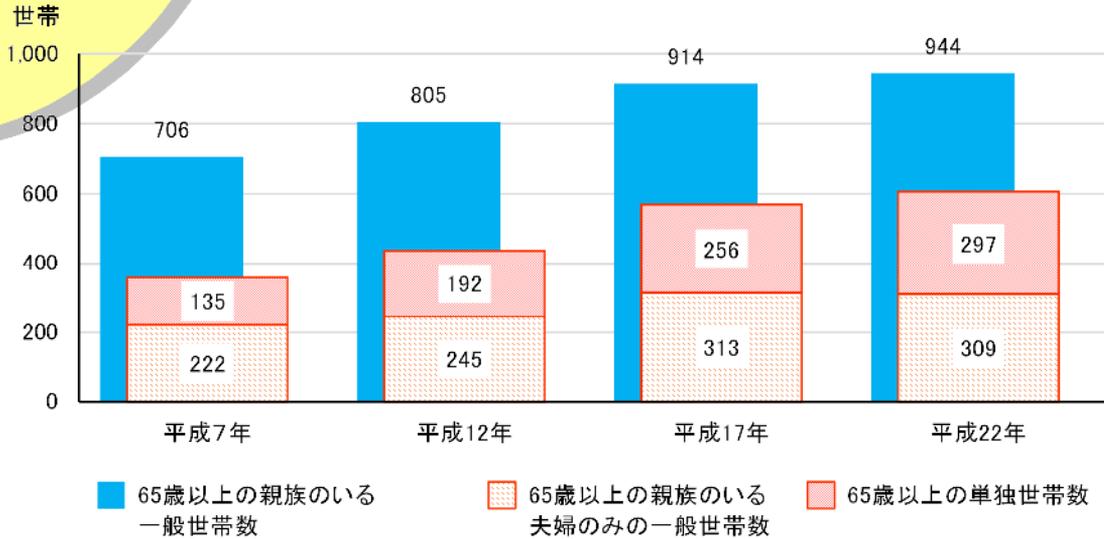
■ 人口ピラミッド



資料: 国勢調査 (平成22年)

基本構想

■高齢者(65歳以上)のいる世帯数の推移



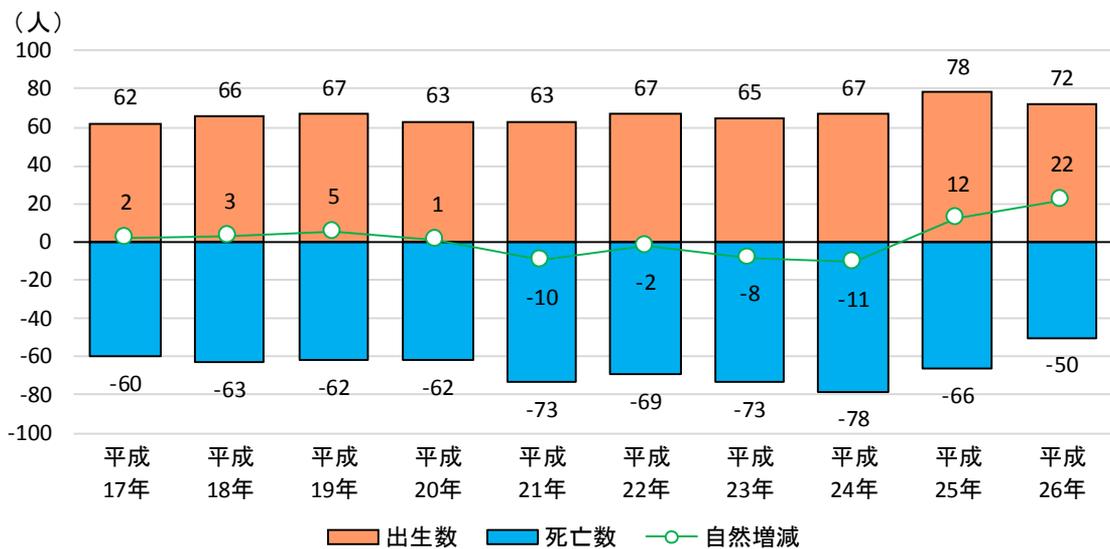
資料: 国勢調査

イ 人口の自然動態と社会動態

本町の自然動態では、平成21年から死亡数が出生数を上回っていましたが、近年は死亡数が減少しています。

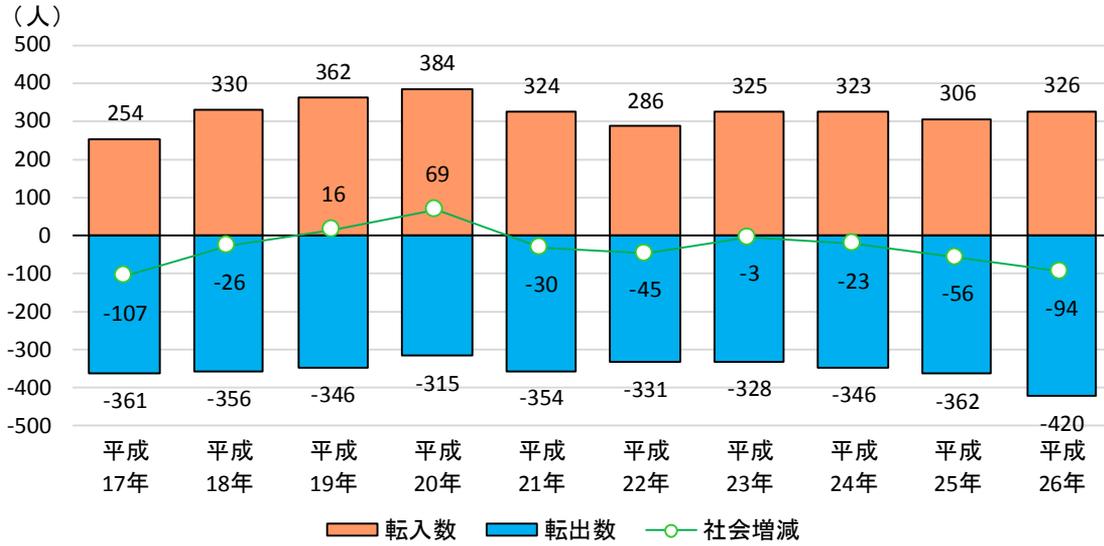
社会動態では概ね転出超過の状態が続いており、平成23年以降はその傾向が大きくなっています。

■自然動態(日本人)



資料: 人口動態統計

■社会動態



資料：山口県人口移動統計調査

基本構想

(2) 産業構造

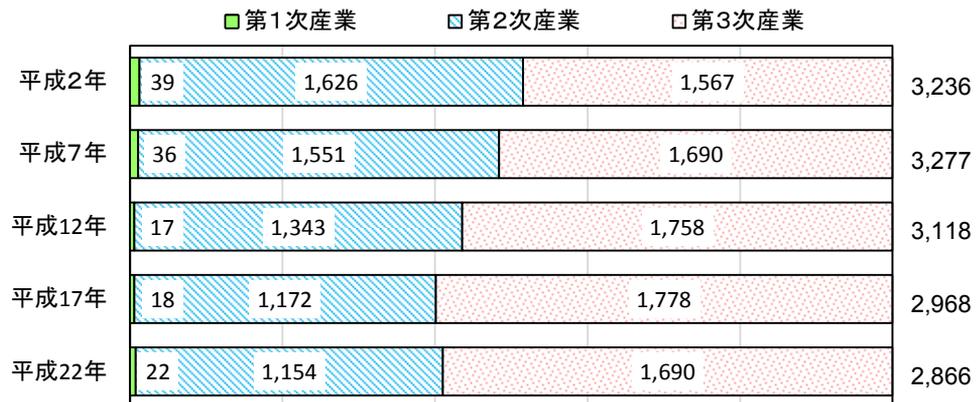
本町の産業経済基盤は、石油精製、石油化学を中心にした工業に依存する形になっており、その生産力は山口県下で第5位の実力を示しています。この企業の業績がそのまま町の経済動向を左右しており、また、地域産物と結びついた地場産業が弱いという特徴をもっています。

商業は、商店数、従業員数ともに年々減少傾向にあり、後継者がなく廃業せざるを得ない商店も目立って増えてきています。購買力についても岩国、大竹など町外の商圈に、そのほとんどが流出している状況です。

農林水産業は、自家消費がほとんどであり、産業としては成り立っていません。就業人口は、第一次産業はほとんどなく、第二次産業の占める割合よりも第三次産業の占める割合が高くなっています。

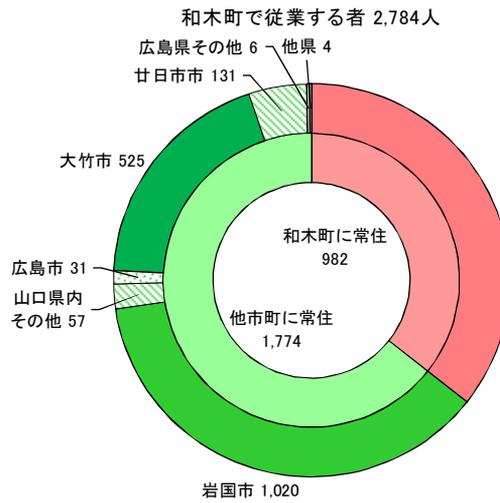
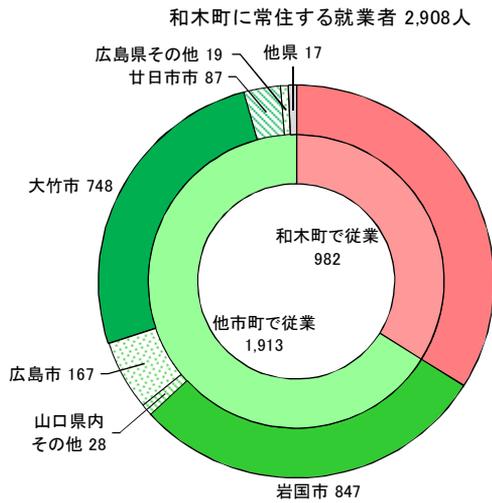
近年では、就業者数自体が減少傾向にあります。

■産業別就業者割合の推移(人)



資料: 国勢調査(合計は分類不能の数値を含む)

■ 就業者の居住地と勤務地の内訳(人)



資料: 国勢調査(平成22年)

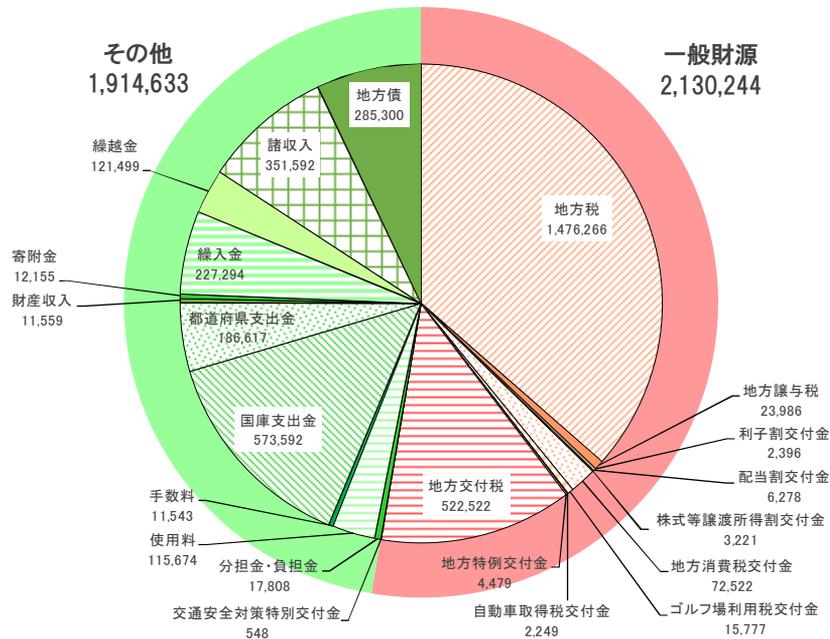
基本構想

(3) 財政状況

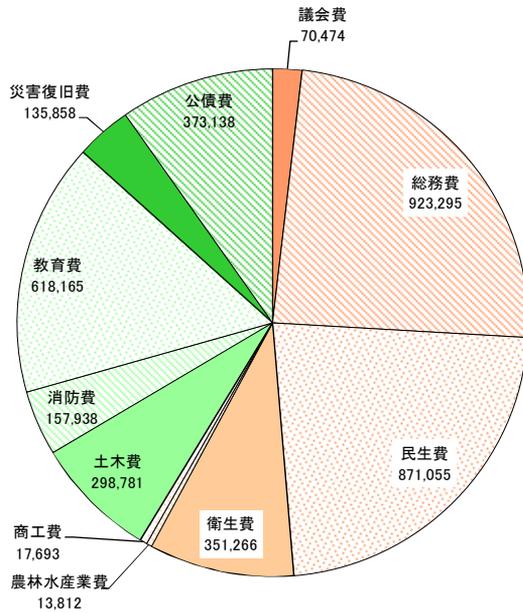
ア 歳入・歳出の状況

本町の一般財源歳入の7割強は地方税であり、自主財源でまかなわれています。歳出においては、民生費が約8.7億円、教育費に約6.2億円など、福祉・教育に力を入れています。

■歳入の構成(平成26年度) 総額4,044,877千円



■歳出の構成(平成26年度) 総額:3,831,475千円



資料:平成26年度決算報告資料

イ 財政の推移

■主要指標の推移(単位:千円・%)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歳入総額	3,795,982	4,379,241	4,960,856	3,896,824	4,044,877
歳出総額	3,710,448	4,170,598	4,804,965	3,775,325	3,831,475
歳入歳出差引額	85,534	139,196	155,891	121,499	213,402
実質収支	76,116	139,196	153,891	110,787	168,690
経常収支比率	94.7	94.2	92.2	88.0	92.1
財政力指数	0.87	0.82	0.79	0.76	0.75
実質公債費比率	12.7	11.3	10.0	9.3	8.4
将来負担比率	60.8	60.7	55.3	39.9	51.6

資料:各年度決算資料

基本 構想

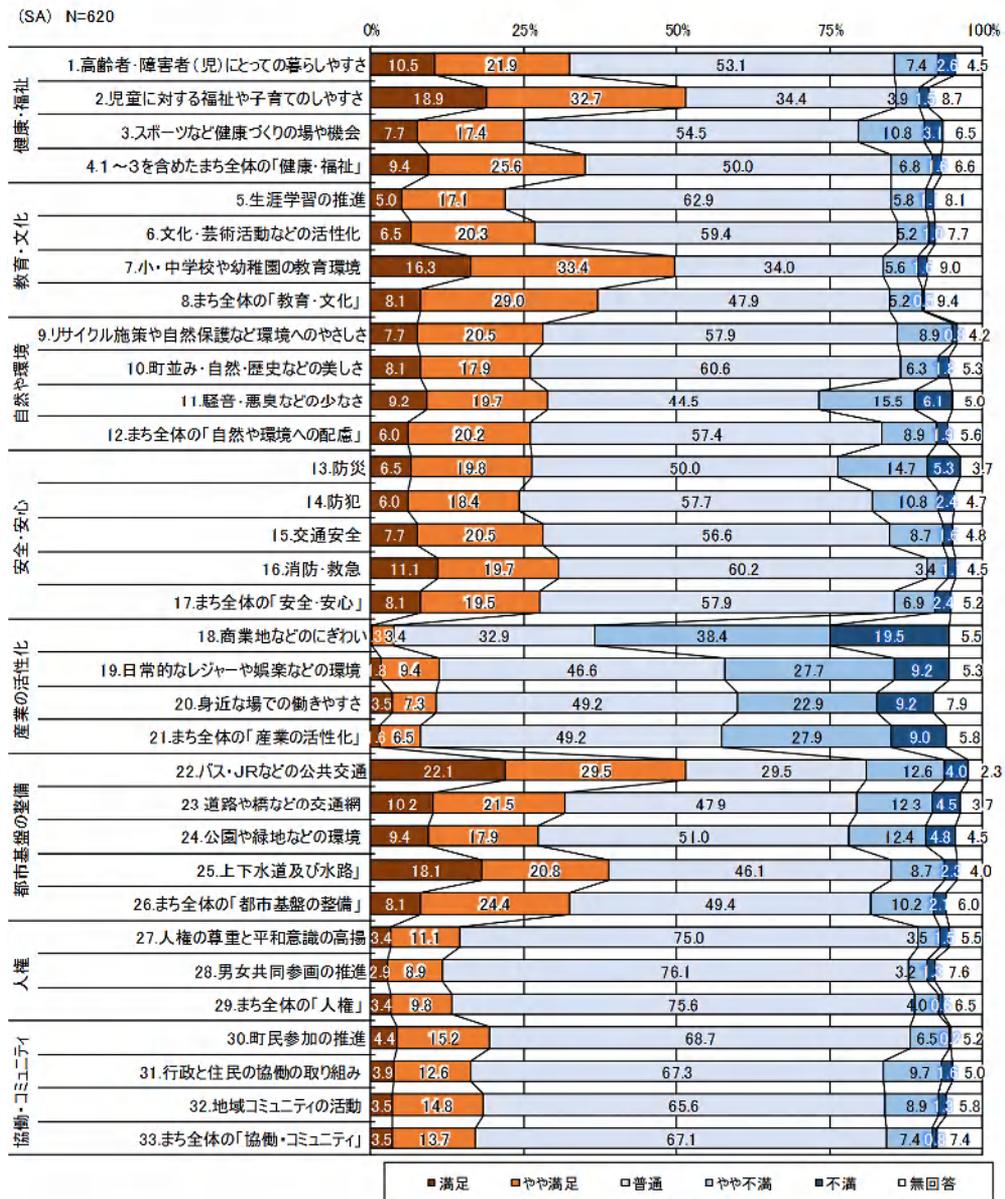
第2章

まちづくりの課題

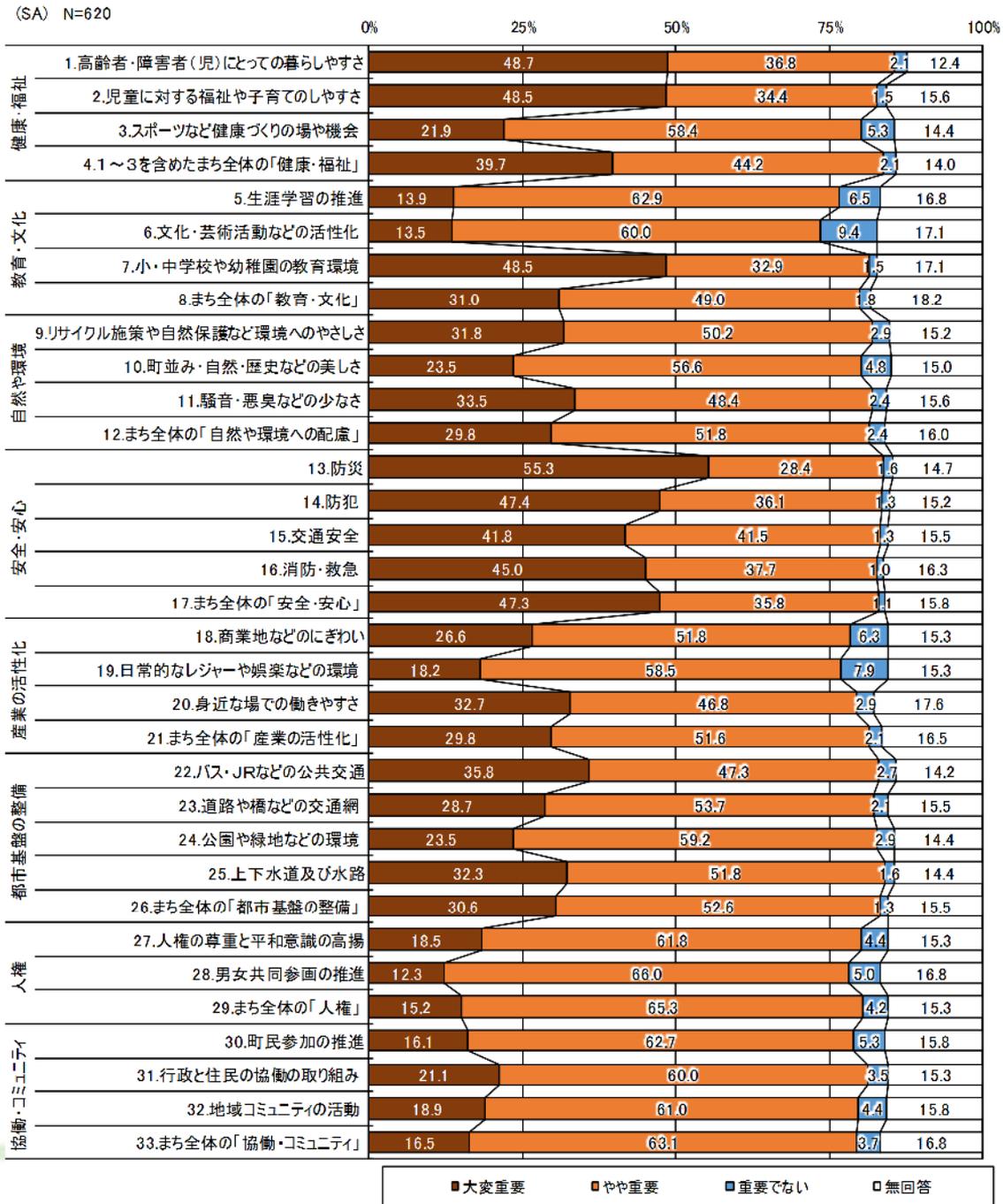
1

町民アンケート調査からみる和木町の課題

(1) 現在の生活の中でどの程度満足していますか。(満足度)

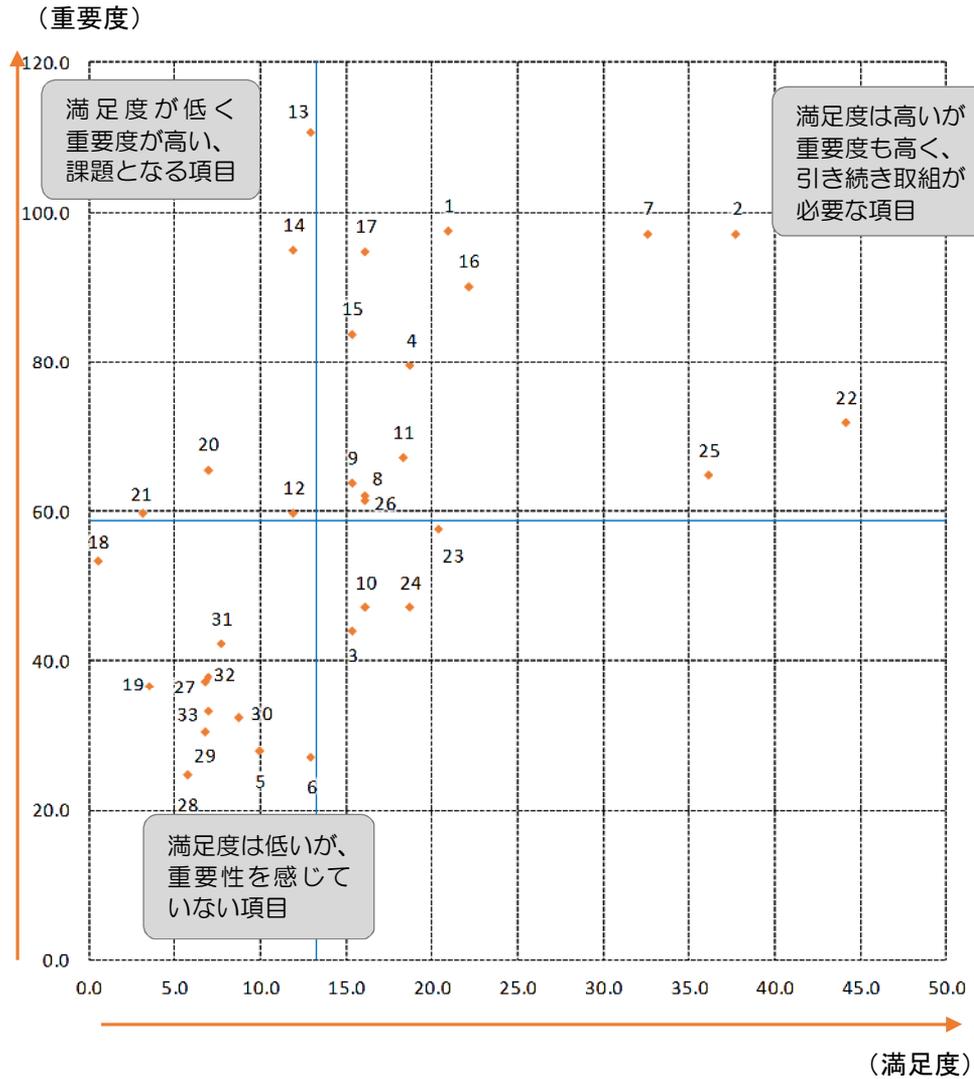


(2) 将来に向けて重要な項目だと思いませんか (重要度)



基本構想

(3) 調査結果から見るまちの方向性



指標	満足度	満足:2点 やや満足:1点 普通・無回答:0点 やや不満:-1点 不満:-2点
	重要度	大変重要:2点 やや重要:1点 重要でない・無回答:0点

健康・福祉	1.高齢者・障害者(児)にとっての暮らしやすさ	産業の活性化	18.商業地などのにぎわい
	2.児童に対する福祉や子育てのしやすさ		19.日常的なレジャーや娯楽などの環境
	3.スポーツなど健康づくりの場や機会		20.身近な場での働きやすさ
	4.1～3を含めたまち全体の「健康・福祉」		21.まち全体の「産業の活性化」
教育・文化	5.生涯学習の推進	都市基盤の整備	22.バス・JRなどの公共交通
	6.文化・芸術活動などの活性化		23.道路や橋などの交通網
	7.小・中学校や幼稚園の教育環境		24.公園や緑地などの環境
	8.まち全体の「教育・文化」		25.上下水道及び水路
自然や環境	9.リサイクル施策や自然保護など環境へのやさしさ		26.まち全体の「都市基盤の整備」
	10.町並み・自然・歴史などの美しさ	人権	27.人権の尊重と平和意識の高揚
	11.騒音・悪臭などの少なさ		28.男女共同参画の推進
	12.まち全体の「自然や環境への配慮」		29.まち全体の「人権」
安全・安心	13.防災		協働・コミュニティ
	14.防犯	31.行政と住民の協働の取り組み	
	15.交通安全	32.地域コミュニティの活動	
	16.消防・救急	33.まち全体の「協働・コミュニティ」	
	17.まち全体の「安全・安心」		

町民意識調査に見る計画策定に向けた課題

【満足度が低く重要度が高い、課題となる項目】（喫緊な課題）

- ・ 防災・防犯などの、まちの安全・安心に関わる取組
- ・ 高齢者・障害者(児)にとっての暮らしやすさ
- ・ まち全体の「健康・福祉」 など

【満足度は高いが重要度も高く、引き続き取組が必要な項目】（維持が必要な取組）

- ・ 児童に対する福祉や子育てのしやすさ
- ・ 小・中学校や幼稚園の教育環境
- ・ バス・JRなどの公共交通 など

【満足度は低いだが、重要性を感じていない項目】（意識向上が必要な取組）

- ・ 産業の活性化、人権に関する施策 など

基本 構想

2

従来施策の課題

(1) まちづくり

- 岩国錦帯橋空港と連携した企業活動や、広域的な観光、広島広域都市圏の交流の促進
- JR和木駅周辺の活用と活性化
- 定住に向けた住宅の計画的な供給
- 防災のまちづくりについての、方針・方策の具体化
- 商業の活性化、にぎわいの創出

(2) 福祉・生きがい

- 高齢者・障害者福祉事業などの継続的な取組
- 公共施設の有効活用

(3) 子育て支援・教育

- 安心して子どもを育てることができる児童福祉の充実
- 子どもたちに対する人権教育、いじめ対策・防止の推進
- 学校教育の中での防災・防犯教育、食育教育の推進など、生きる力を養う教育内容の充実
- 地域が学校運営に参画するコミュニティスクールの推進

計画策定に向けた課題

- 計画内に目標指標、評価指標の設定（PDCAによる評価・検証）
- 若者の定住策の推進（住宅供給、子育て支援など）
- 地域コミュニティと協働（元気づくり、子育て支援、生きがい、防犯・防災など）
- 教育のまちづくり（教育内容の充実、コミュニティスクールなど）
- 安全・安心のまちづくり（役割と対策の明確化）



蜂ヶ峯総合公園のにぎわい



すくすくフェスタ

1

将来都市像

緑の風薫る文化のまち和木町

～あいさつと笑顔あふれるまち～

和木町の地域特性を生かしたうるおいのある豊かなまちを構築し、快適な生活環境のもとであたたかい心のきずなで結ばれたまち、産業や教育・文化の息づくまちを創りあげするため、本町の将来像を引き続き、「緑の風薫る文化のまち和木町」と定めます。

また、本計画期間でめざす目標を「あいさつと笑顔あふれるまち」とし、その実現に向けた取組を推進します。

この将来像を実現するため、町民憲章の理念に基づき、6つの柱を基本目標に定め、施策を体系化し、諸施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

町民憲章

- 一、私たちは、自然を大切にきれいなまちをつくりまします。
- 一、私たちは、活力のみなざる明るいまちをつくりまします。
- 一、私たちは、仕事に励み豊かなまちをつくりまします。
- 一、私たちは、互いに助け合い住みよいまちをつくりまします。
- 一、私たちは、文化を愛し、薫り高いまちをつくりまします。

2

まちづくりの基本目標

将来像

緑の風薫る文化のまち和木町
～あいさつと笑顔あふれるまち～

基本目標

協働のまちづくり

ふれあいのまちづくり

にぎわいのまちづくり

健やかに暮らせるまちづくり

安全・安心で快適なまちづくり

教育・文化のまちづくり

基本 構想

3

基本的な土地利用構想

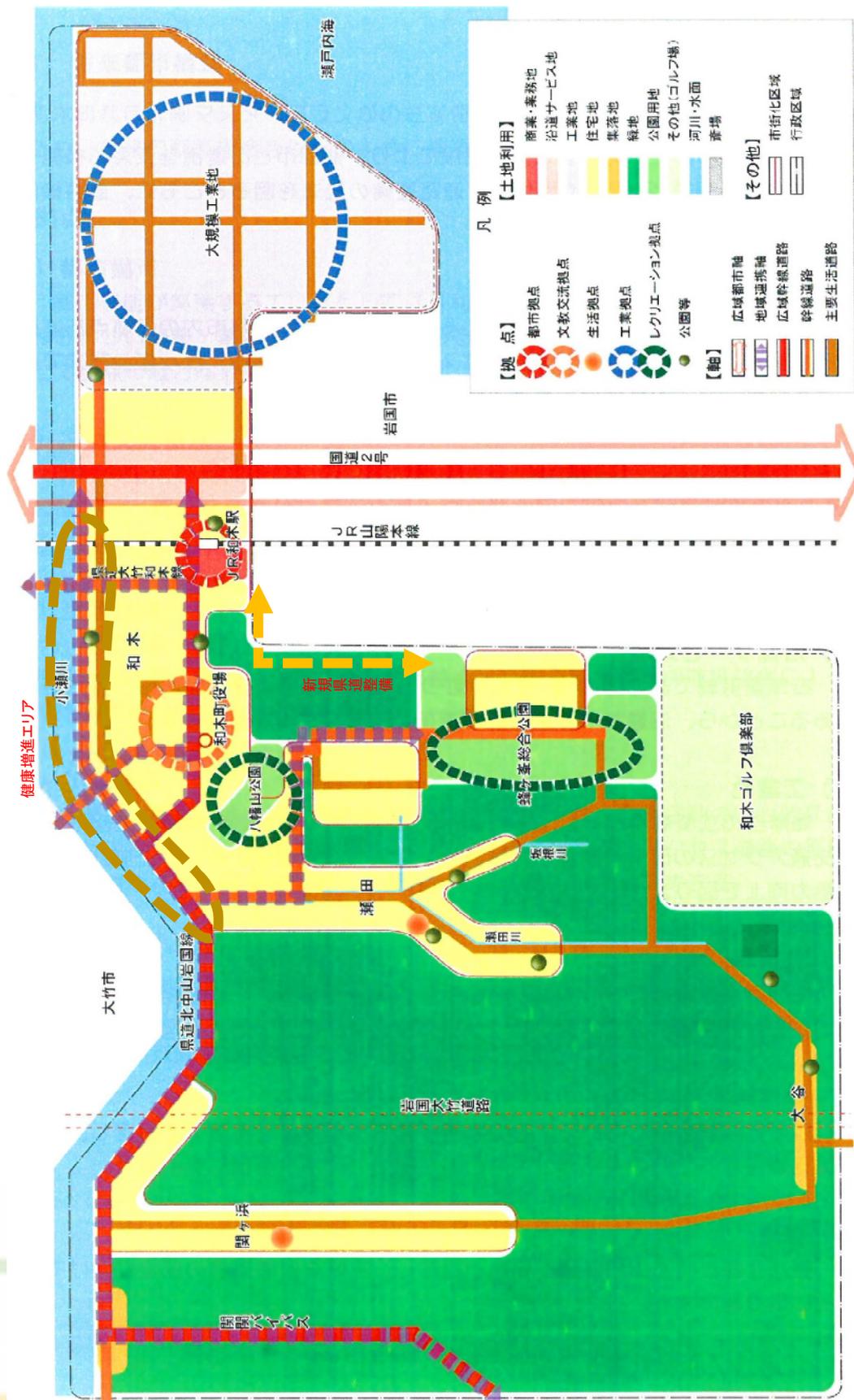
■土地利用構成(地目別面積)

年度	種別	町全域	田	畑	宅地		道路等 公共 用地	山林	原野	その他
						工場 敷地				
昭和 60年	面積(km ²)	10.340	0.244	0.206	1.627	1.176	0.998	6.291	0.155	0.819
	比率(%)	100.00	2.36	1.99	15.74	11.37	9.65	60.84	1.50	7.92
平成 7年	面積(km ²)	10.560	0.151	0.186	1.687	1.176	1.369	5.574	0.130	1.463
	比率(%)	100.00	1.43	1.76	15.98	11.14	12.96	52.78	1.23	13.85
平成 17年	面積(km ²)	10.560	0.107	0.173	1.737	1.176	1.658	5.307	0.126	1.452
	比率(%)	100.00	1.01	1.64	16.45	11.14	15.70	50.26	1.19	13.75
平成 27年	面積(km ²)	10.580	0.102	0.159	1.766	1.157	1.725	5.209	0.125	1.494
	比率(%)	100.00	0.97	1.50	16.69	10.94	16.30	49.24	1.18	14.12



コンビナートと町の中心部

■ 将来都市構想図



基本構想

第4章

目標指標の設定

1

人口指標

(1) 将来人口目標

現在、日本全体が人口減少している中、本町においても人口は減少傾向にあります。このような中、本町では、人口減少を抑制するための諸施策を実施し、45年後の人口目標を、5,700人とします。

本計画の期間においては、平成32年に6,250人、平成37年には6,200人を維持するものとして、人口の確保に努めます。

人口目標:6,200人(平成37年)

平成72年に5,700人まで人口減少を抑制する。



(2) 定住人口目標

将来人口目標をめざすために、人口の流出に歯止めを掛けるとともに、UJ1ターンによる定住者の確保を推進します。

平成26年度の社会動態による人口減少が94人となっており、こうした人口減を食い止めるとともに、転入超過となることをめざします。

新規定住人口目標：年間約95人

平成26年度転入者数：326人＋ 目標：95人
≒ 年間転入者：約420人

(3) 合計特殊出生率目標

合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの数）を平成52年度までには、人口の維持に必要な2.07となるよう、子育て支援を推進します。

平成22年を中間とする5年間の合計特殊出生率は1.77となっており、本計画期間中には2.00をめざします。

合計特殊出生率目標：2.00

平成52年度目標：2.07

基本 構想

2

産業指標

(1) 観光入込客数

本町には、蜂ヶ峯総合公園をはじめとする観光施設があるほか、幹線国道の通る山口県の玄関口であり、こうした資源や立地を活用して観光客の増加をめざします。

平成37年度

観光入込客数目標:250,000人

平成26年度：202,463人
(平成26年山口県観光客動態調査)

(2) 15歳以上の就労人口、就業率

今後、高齢化が進むとともに退職者も増加することから、本町の就業率の低下が懸念されます。また、人口減少により、就労者の減少も進むものと見られます。近年進められている定年延長や、子ども・子育て支援などによる女性の社会進出に取り組むことにより、就労者の確保をめざします。

平成37年(15歳以上)

就労人口:2,830人、就業率:53%

平成22年15歳以上就労人口：2,908人 就業率：54.4%
(国勢調査より算出)

3

財政指標

平成26年度の財政状況では、収支が不足することなく、比較的良好な状態を保っていますが、近年の災害・防災への対応や、老朽化の進むインフラの整備・改修、子ども・子育て支援の施設整備など、地方債を発行することも視野に入れて暮らしの改善を行うことも想定されます。

将来的には現状程度の財政健全化判断比率を維持し、将来への財政負担を増大させないことをめざします。

財政健全化判断比率の向上

	平成26年度	早期健全化率	目標
実質赤字比率	—	15.0	黒字維持
連結実質赤字比率	—	20.0	黒字維持
実質公債費比率	8.4	25.0	10未満維持
将来負担比率	51.6	350.0	維持、減少

4

町民満足度

本計画の策定にあたり実施した町民アンケート調査において、各分野の施策の満足度を測っています。その向上をめざし、町政の運営に取り組みます。

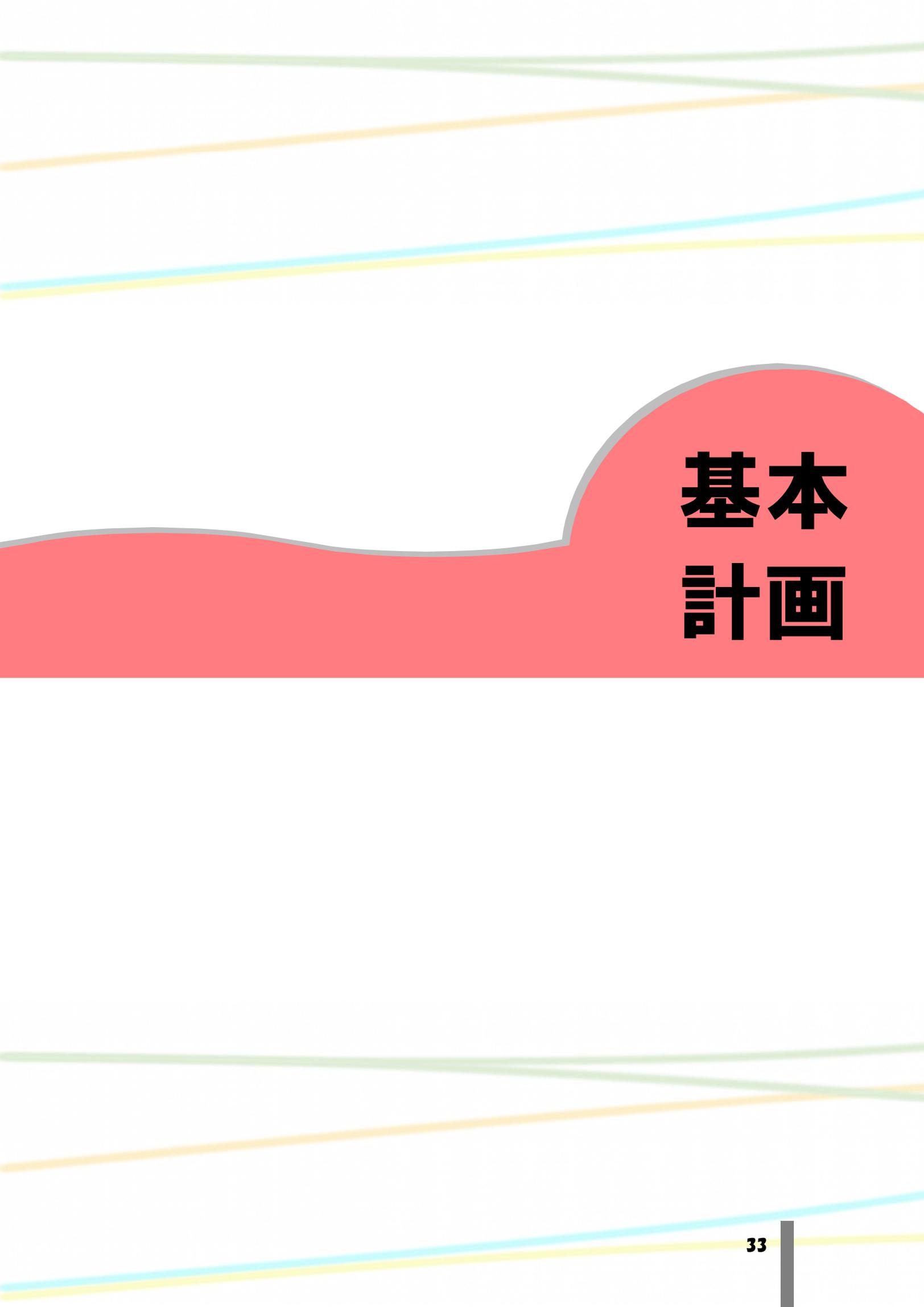
	平成27年調査	平成37年目標
教育・文化	37.1%	50%
自然や環境への配慮	26.2%	35%
安全・安心	27.6%	35%
産業の活性化	8.1%	16%
都市基盤の整備	32.5%	40%
人権	13.2%	20%
協働・コミュニティ	17.2%	30%

アンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答した割合の合計

基本 構想



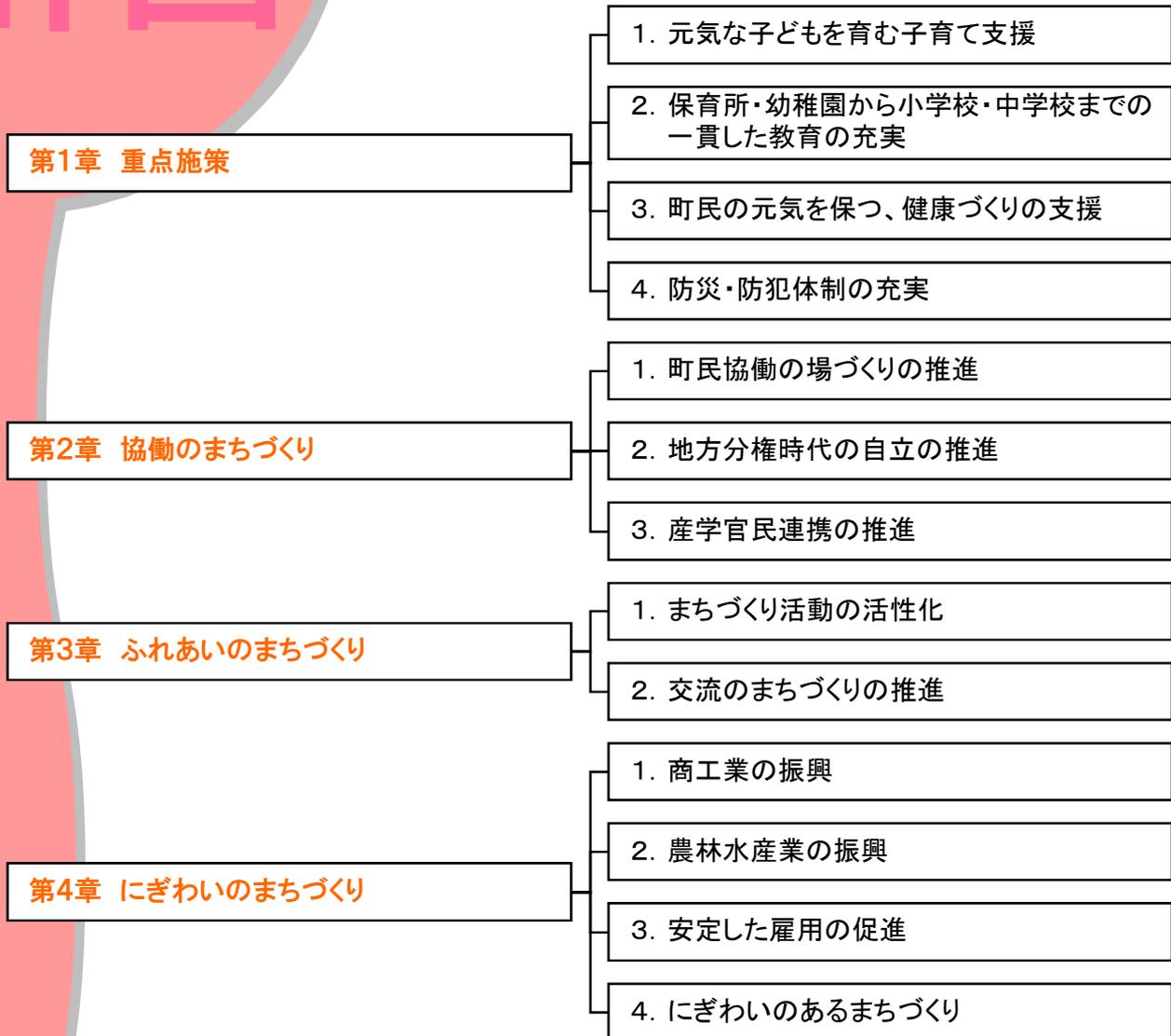
あいさつと笑顔あふれるまちに

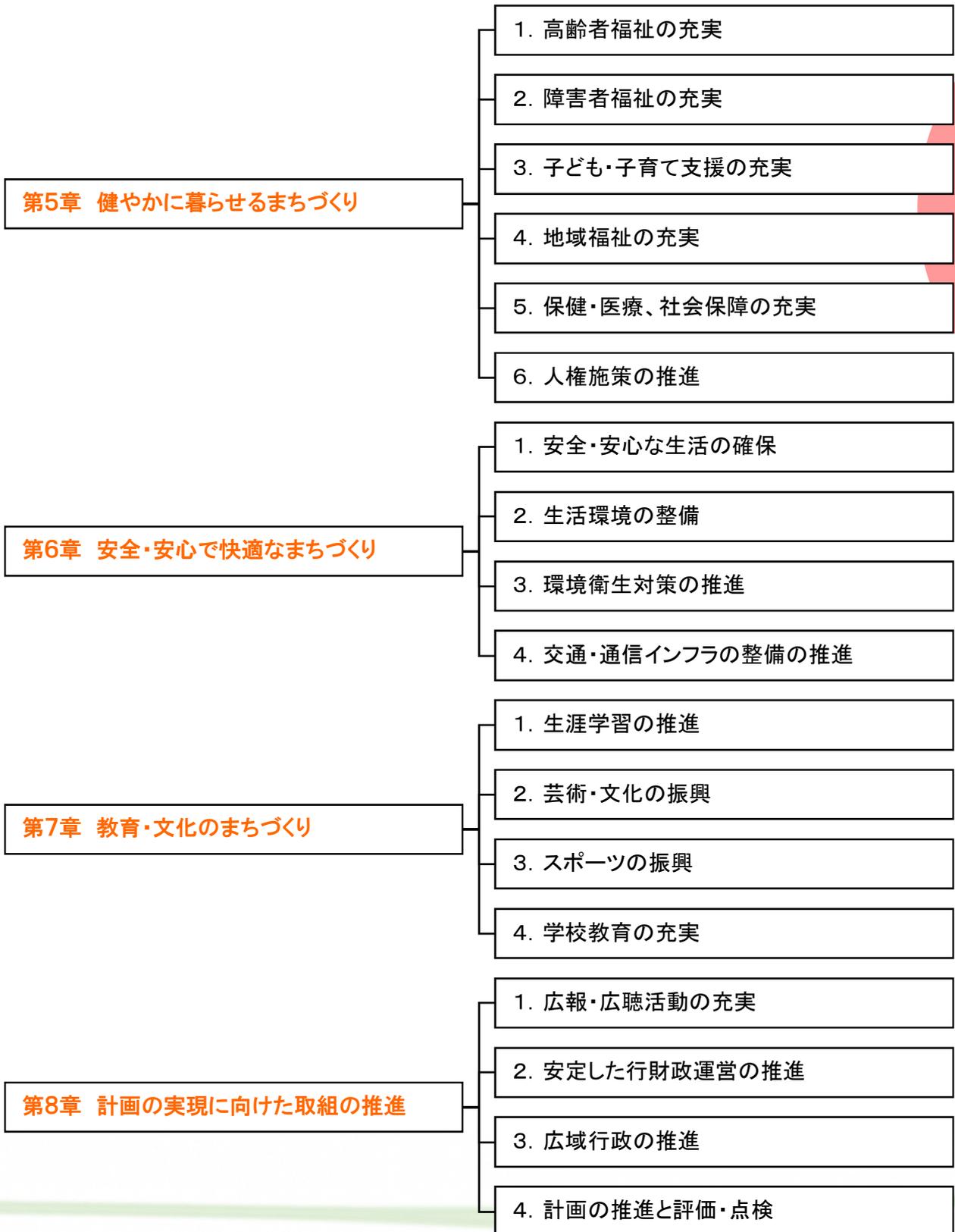


基本 計画

基本計画

基本計画の構成





第1章

重点施策

1

元気な子どもを育む子育て支援

少子高齢化の進む中、今後のまちを担うのは子どもたちです。未来の人材を地域ぐるみ、まちぐるみで育てるため、教育、保健福祉、町民サービスが一体となった子育て支援の体制づくりに取り組みます。

また、さまざまな子育て支援の連携と継続性の強化を図り、乳幼児から中学生までの子ども・子育て支援策を統一的にとらえ、和木町独自の子育て支援、教育を推進します。

乳幼児の教育・保育を一体的に提供し、義務教育期間とつなぐため、認定こども園の創設に向けた検討を行います。

2

保育所・幼稚園から小学校・中学校までの 一貫した教育の充実

本町では保育所、幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ1つとなっており、町内のすべての同年代の子どもたちが、同じ学び舎で10年あまりをともにします。この体制を本町の特徴ととらえ、保育所・幼稚園から小学校・中学校までの一貫した教育の充実を図ります。

また、教育現場でのICT機器の日常的な利用や、ALTを活用した英語教育の強化などにより、これからの時代の潮流の中で国際的に活躍できる人材の育成を図ります。

3

町民の元気を保つ、健康づくりの支援

すべての町民が、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすためには、心と体の元気（健康）を保つことが重要です。

生活習慣病や介護が必要な状態にならないため、また日々の活動を充実したものにすため、体力の向上を図る機会を増やすための支援を行います。

県境を流れる小瀬川の河川敷を、ウォーキングをはじめとする健康増進エリアとして整備するとともに、町民の健診受診率の向上、介護予防事業の充実などに取り組みます。

4

防災・防犯体制の充実

平成23年に発生した東日本大震災では、我が国の観測史上最大の地震が発生し、これまでの防災対策を根底から見直す契機となりました。本町においても平成26年8月6日の岩国和木豪雨災害では、浸水や土砂崩れなどによる甚大な被害を受け、新たな防災対策と復興に努めているところです。

こうした自然災害時に適切に対応できるよう、危機管理の専門知識を持つ職員を育てるとともに、町内の自主防災組織の充実を図ります。

災害に強いまちの整備、町民一人ひとりの防災意識の醸成、防災マップの作成など、ハード、ソフト両面からの「災害に強いまちづくり」を実現します。

また、近年の消費者被害、特殊詐欺など主に高齢者を狙った犯罪の増加をはじめ、地域の高齢化による交通事故の被害や加害の増加など、地域の安全を守るための協力や安全意識の醸成が重要となっています。住み慣れた地域の中で、暮らしの安全を守る仕組みづくり、安心して生活できる環境づくりに町民全体で取り組みます。

基本計画

第2章

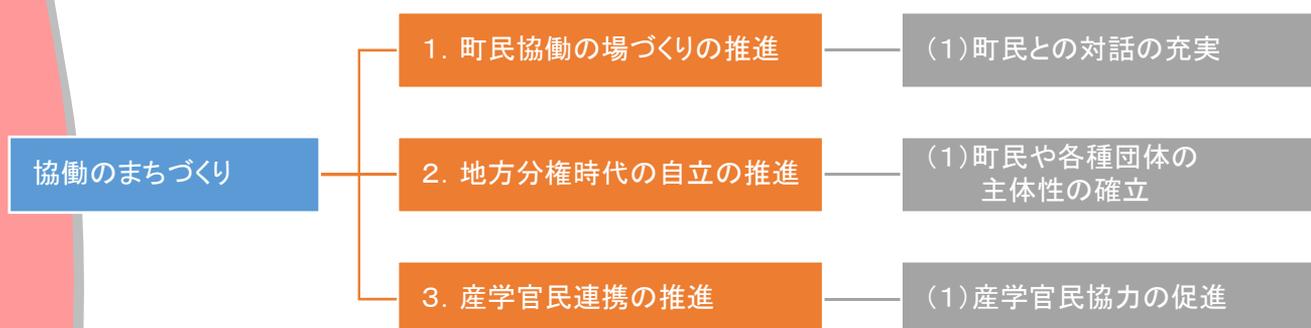
協働のまちづくり

今日の社会においては、一人ひとりが自らの暮らしと幸せを考える個人主義的な考え方が主流となっています。地域社会におけるコミュニティの希薄化が進み、「支え合い」や「助け合い」が社会保障の一部となりつつあります。地域社会は私たちが生活するうえで、最も身近なつながりであり、町民や地域が主体となったまちづくりの仕組みを取り戻すことが必要となっています。

また、少子高齢化が進む中、日中を地域で過ごす高齢者の増加が課題となります。特に、団塊の世代が地域の主役となる中、地域の暮らしや価値観の多様化に伴うきめ細やかなサービスの提供を、行政だけで行うことが困難な時代になってきています。

これらの社会的課題やニーズに対応し、解決していく有効な仕組みが「協働のまちづくり」です。町内でも福祉や環境など、さまざまなボランティアが活躍しているため、こうした町民の意見と活動力をまちづくりに生かす取組が求められています。

【施策の体系】



【めざす姿】

目標指標	現状	目標・目標値	基準
町全体の「協働・コミュニティ」の満足度	17.2%	30%	町民アンケート
町民懇談会開催回数	5回	10回	行政懇談会 各種団体懇談会等

1

町民協働の場づくりの推進

町民一人ひとりが、地域に関わり、協働の取組を進め、交流と対話の機会を充実させるとともに、行政が町民の意見を聴く機会の充実を図り、町民と協働したまちづくりを推進します。

(1) 町民との対話の充実

① 町民との対話の充実

自治会長との行政懇談会を引き続き開催するとともに、商工会や婦人会、幼小中のPTA代表、さまざまな団体との意見交換など、あらゆる機会を通して町民との対話の場を充実させます。

また、町民主体のまちづくりを進めるため、町民アンケート調査の実施や広報の充実等によりあらゆる団体や町民からの声を聴き、行政に反映していきます。

② 情報公開制度の充実

開かれた町政を実現するため、町民の知る権利の保障と町政への参加を推進し、町民に対する説明責任を果たす必要があります。そのため、町の取組などをできる限り町民に公開し、現状を理解してもらうとともに、町民の意見を十分反映できるよう努めます。

また、個人情報等がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮を図りながら、町民との信頼関係を築けるよう努めます。

地方分権時代の自立の推進

町全体を活性化し、将来にわたって持続的に発展していくためには、町民や地域団体、行政が自ら主体的に動き、それぞれが持つ力を高めることが重要です。そのため、町民一人ひとりが自治会活動や生涯学習等に積極的に参加するとともに、地域で協力し、町民同士が連帯感を深められるよう、体制整備や町民の意識改革に努めます。

(1) 町民や各種団体の主体性の確立

① 町民や各団体の自立の推進

本町が発展するためには、町民一人ひとりが元気に活動しなければなりません。そのためには、町民同士が絆を深め、地域とのコミュニティを形成し、地域で協力しながら子育てや防犯、防災、福祉等を進めていく必要があります。地域の自立性、自主性を高めるためにも、自治会の役割は極めて重要です。

また、地域で活動するさまざまな団体が自主的に連携した活動を展開する必要があります。地域で活動する個人・団体・組織等が自立を基本とした活動の見直しを行い、役割分担を取り入れることにより加入者それぞれが活躍し、自己実現が図られるよう、町民の意識改革を推進します。

② 町民と共に創るまちづくり

町内22地区の自治会長と行政による行政懇談会を開催しています。また、商工会や婦人会、快適環境まちづくり町民会議、幼小中のPTA代表、さまざまな団体との意見交換を行い、これからのまちづくりについて協議しています。

これらの機会を通じて町民の声を反映した行政を進めるとともに、町民を交えた会議の開催にあたってはまちづくりの目的や方向性を明確にし、全員が共有するため、毎回テーマを決めた協議を行うなど、具体性を持った場となるよう運営します。

3

産学官民連携の推進

特色ある地域づくりが求められている中で、大企業を中心とする民間企業に財政基盤の多くを依存している本町において、まちづくりを効果的かつ効率的に推進するためには、行政や町民だけでなく、これらの民間企業との連携が今まで以上に必要不可欠です。

また、地方創生を進めるうえでの雇用の創出、産業の活性化においては企業や学校との連携が特に重要となります。

今後は、町民や各種団体、企業、学校、行政がさまざまな場で連携が図られるよう、対話の場の充実、各種事業への参加の促進などを通じて、まちづくりにおける産学官民の連携強化に努めます。

(1) 産学官民協力の促進

① 地域に密着した企業との連携

地域のことを考え、地域と共に歩んできた企業と今まで以上に連携を図ることにより、本町の特色を生かしたまちづくりを推進するよう努めます。

まちづくりにおいても、仕事と雇用の場の果たす役割は大きく、町内の企業や事業者との連携を強化します。

② 企業参加の促進

企業や団体に対し、行政が行う事業・イベント等への積極的な参加、協力等を依頼します。また経済的な支援に限らず、各種プロジェクト等の官民共同の人材の連携による企画、調査、研究、実施に取り組みます。

③ 対話の場の拡充

行政と企業・団体・大学などが今まで以上に協力体制を強化することで、まちづくりを効果的に推進し、町の施策に対する意見交換の場、共同研究の場の拡充を図ります。

第3章

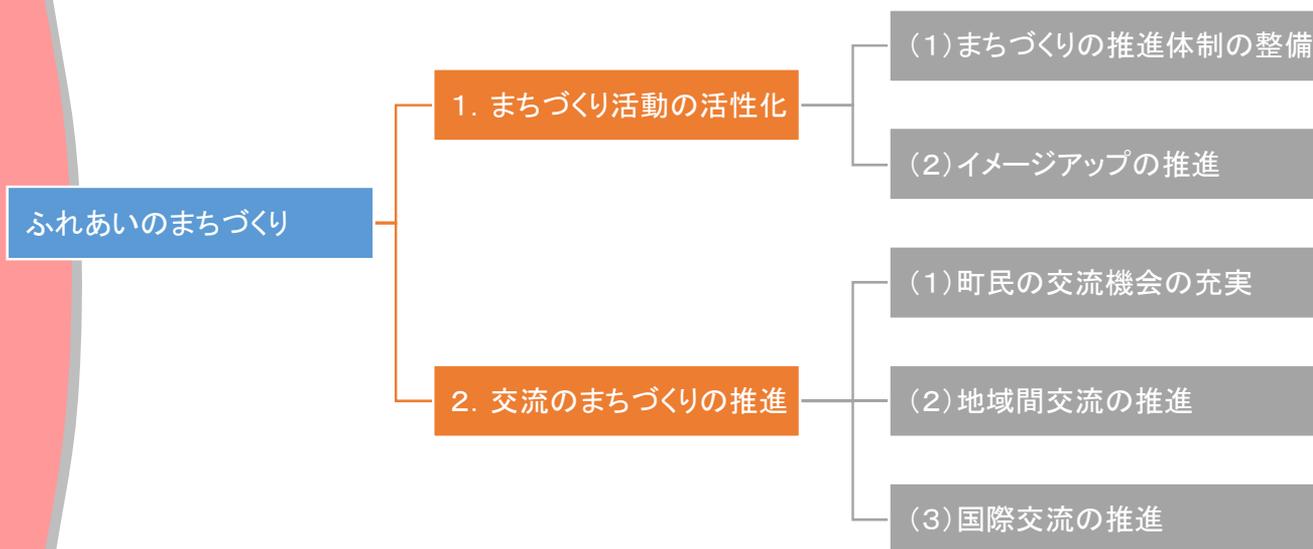
ふれあいのまちづくり

近年、単身世帯の増加や少子高齢化の進行、借家やアパートの増加などにより地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

本町においては、行政と地域が連携したコミュニティ活動やボランティア活動などを推進していますが、活動を担う人たちの高齢化が進んでおり、若い世代の担い手を確保していくことが求められています。今後もふれあいやあふれるまちづくりを推進するためには、コミュニティ活動やボランティア活動などの地域活動を総合的に推進するとともに、若者層を中心とする人口定住対策や交流人口の増加策を講ずることによって、自治基盤の充実・強化を図っていく必要があります。

また、町内の交流と合わせ、姉妹都市交流や国際交流などさまざまな交流活動を行う中で、町民の交流活動への参加や関わりを積極的に進めながら、魅力の発信・活性化を図っていきます。

[施策の体系]



[めざす姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
地域コミュニティの活動の満足度	18.3%	30%	町民アンケート
ボランティア登録者数	354人	400人	社会福祉協議会登録
交流事業の実施回数	7回	10回	地域・国際交流事業

1

まちづくり活動の活性化

地方分権が進展する中、今後は、さらに地域間競争の激化が予想されます。

また、少子高齢化や単身世帯の増加などによる、コミュニティ活動の停滞や無関心層の増加などの課題が発生してきました。町民が安らぎとふれあいのある生活を送るためには、地域コミュニティを維持・発展させるとともに、「自らの地域は自らが創る」という自立と意識改革を図ることが必要です。

このような状況を踏まえ、「元気な和木町」を創り上げるためには、集会所等のコミュニティ施設の機能を今後より充実させるとともに、まちづくりに行政と共に町民が関わり、地域活動の役割分担と相互の連携・協力のもと、今まで以上に地域活動の活性化を推進していく必要があります。

今後は、人材の育成や推進体制の整備を図り、全町あげてのまちづくり運動を強力に展開していくとともに、まちの魅力や特色を町内外に発信することで、地域活動の活性化、参加人数の増加につなげていきます。

(1) まちづくりの推進体制の整備

① まちづくり意識の啓発

「自らの地域は自らが創る」という意識を町民一人ひとりが高めることにより、町民総参加型のまちづくり運動を推進します。町内外の多様な講師による講演会、研修会等の開催などにより意識の啓発に努めるとともに、まちづくり活動を推進する新たな組織の設立を支援します。

② 自治意識の高揚

自治会活動の積極的な展開を促進するため、自治意識の高揚に努めます。各地域の集会所等を町民が自由に活用できるように開放していることを周知し、有効活用を図ることで活動の場を提供します。

③ まちづくりリーダーの育成

多くの団体で高齢化が進行しており、若手の活動リーダーの育成が望まれています。各種団体や町民との交流を深め、まちづくり活動を主導し、自治会活動、コミュニティ活動を活性化させる若いリーダーを確保するとともに、その育成に努めます。

基本計画

④ ふるさとを愛する意識の醸成

学校、地域、行政が連携し、幼少期より各種イベントや活動において町民とふれあう機会やふるさと和木町のことを学ぶ機会を増やすため、「地域協育ネット」などの活用により多様な取組を推進します。

⑤ まちづくり組織の充実

地域、子育て、環境、教育など、組織によるまちづくり活動の場は多岐にわたっており、それぞれに応じた支援が必要となっています。町民一人ひとりがまちづくりの主役になり、各団体の活動の活性化を促進し、NPO等新たにまちづくりを総合的に取り組む組織を育成するなど、まちづくり推進体制の充実を図るとともに、それらが連携するための場づくりや情報共有の仕組みづくりを推進します。

また、多様化する生活スタイルに合わせた地域活動や新たなコミュニティのあり方を町民と共に検討し、コミュニティ意識の醸成を図ります。

⑥ 情報収集・提供体制の整備

全国の先進的なまちづくりの事例等を収集し、まちづくり団体へ情報を提供する体制の整備を図ります。

(2) イメージアップの推進

① イメージアップ活動の展開

本町の魅力を町内外に向けてアピールし、若年層の定住促進を図るため、行政と町民が一体となってイメージアップ活動を展開する必要があります。そのため、各種媒体を通じた情報発信に努めるとともに、効果的なPRとなるよう国や県の定住促進施設やイベントなどの機会を活用します。

② 地域イメージの定着化

本町の将来像である「緑の風薫る文化のまち」を実現するため、「あいさつと笑顔あふれるまちづくり」、「少しおしゃれでアートなまちづくり」を推進し、和木町のキャッチフレーズとしてイメージの定着化を図ります。

2

交流のまちづくりの推進

交通網や情報化の進展に伴い、「人・もの・情報」が地域内外で行き交い、地域間交流も盛んになってきています。

本町では、町内イベントに限らず、近隣や広域地域の交流を促進し、町民の地域への関心を高めます。

さらに、姉妹都市である北海道恵庭市との交流を通じて、行政だけでなく、住民同士のふれあいも行われています。

町民の連帯意識をさらに強め、地域への関心を高めていくためには、町民がふれあえる機会をさらに充実させていくことが重要なため、町民相互の交流の機会を充実させるとともに、地域間交流や近隣の市町との交流を推進します。

また、近年ではインターネット等の情報通信技術の普及により、時間と距離の概念が大きく変化し、さまざまな分野で地域、国境を越えた交流が進んでいるため、本町においてもグローバルな人材の育成を引き続き推進していきます。

（１）町民の交流機会の充実

① 交流事業の推進

町民が相互にふれあえる機会を充実させるため、わき愛あいフェスティバル、蜂ヶ峯ローズフェスタ等の開催など交流事業の推進に努めます。

これらの交流事業に何度でも参加したくなるよう、地域、団体等との連携のもと、内容の創意工夫に努めます。

（２）地域間交流の推進

① 姉妹都市交流の推進

北海道恵庭市との交流を、行政のみならず児童・生徒や民間も含めて幅広く推進するとともに、自然、歴史、文化、産業等あらゆる機会を通じた新たな姉妹都市交流を推進します。

基本 計画

② 広域交流の推進

岩国市や大竹市との交流はもとより、「広島広域都市圏協議会」や「広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会」、「広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会」などを通じた広域交流を推進し、広域的な観光資源の開発や催しの共同開催などを推進します。

③ 交流機会の拡大

本町に関心のある人々に対して、ホームページ等を通じて和木町の魅力をPRするとともに、本町の出身者、ゆかりのある人との交流機会の拡大に努めます。また、町のPRや交流を多角的にとらえ、インターネット上の相互交流や口コミ効果などを利用できるよう、新たな手法への取組を調査、検討します。

(3) 国際交流の推進

① 国際交流の推進

JETプログラムによる、幼小中学校におけるALT授業の実施や英語検定助成事業等により、外国語に接する機会を増やし、国際交流の基礎づくりを推進します。

また、高校生から社会人に至るまでのグローバル人材の育成に努め、世界で活躍できる和木町民づくりを支援します。

② 中学生・高校生海外派遣事業の継続

現在実施している、中学生・高校生海外派遣事業を継続するとともに、その成果を町民に発表する機会を設けることにより、町民の外国への理解と関心を高め、国際感覚の醸成に努めます。できるだけ多くの生徒が参加できるよう、実施方法等の検討を続けます。

③ 地域に訪れる外国人との交流

本町の基幹産業である工業はグローバル産業です。また、近隣には世界文化遺産の宮島や錦帯橋をはじめ、アメリカ軍岩国基地などもあり、本町に居住、または来訪する外国人も増加しています。

和木町民と異国文化との相互理解を深めるため、近隣自治体や国・県、関係団体等と連携して外国人との友好的な交流を推進します。



中学生・高校生海外派遣事業



地域交流

第4章

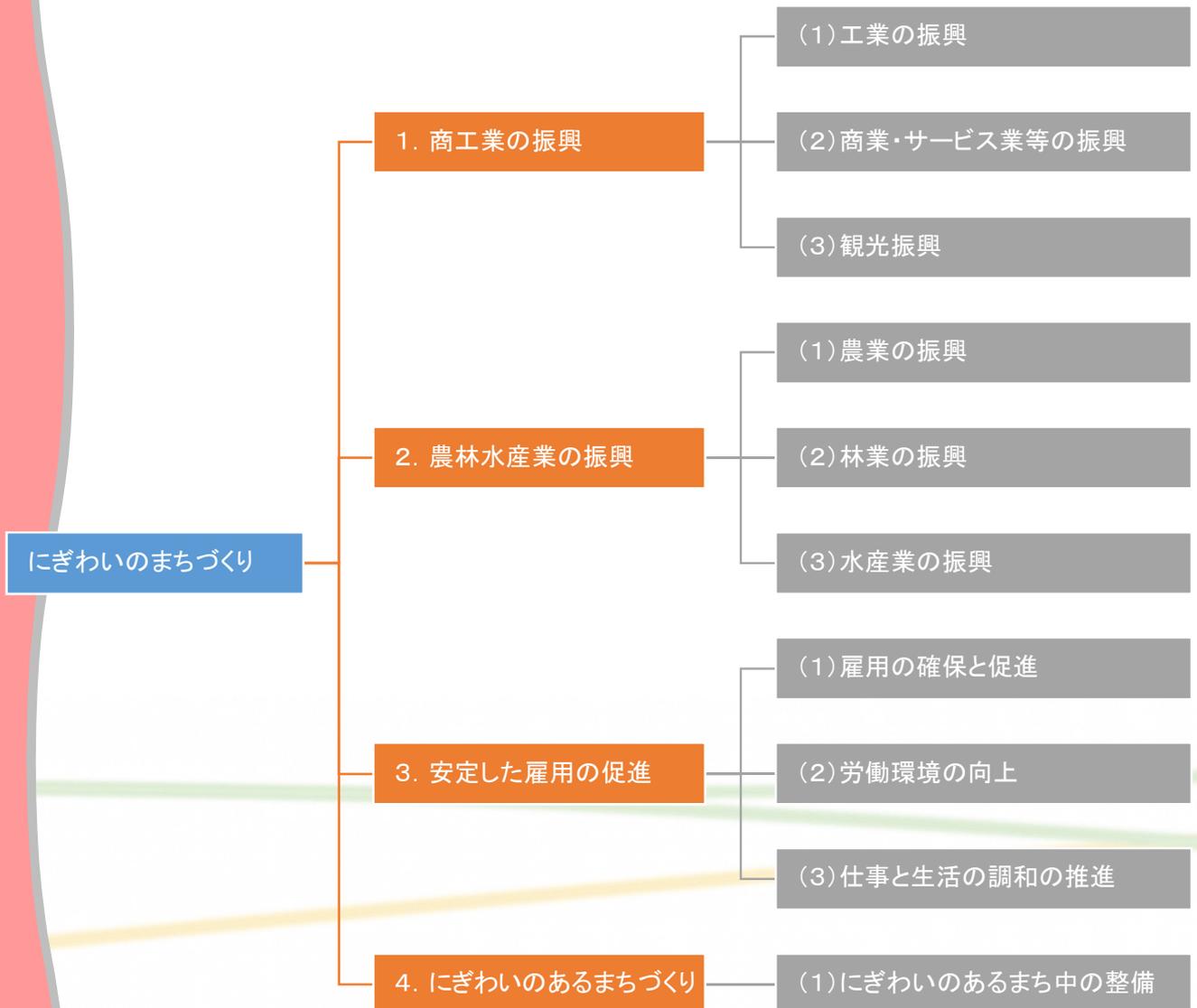
にぎわいのまちづくり

少子高齢化や人口減少、グローバル化による国内外の競争激化、ICTの進展など、産業を取り巻く状況は急速に変化しています。

本町の基幹産業である製造業に対しても大きな影響を及ぼしており、持続的な発展に向けた取組が求められているほか、商業や農林水産業、観光業など、他分野との連携や波及効果を踏まえた効果的な施策が必要となっています。そして、性別や年齢、障害の有無を超えて、希望するだれもが自分の能力を発揮できる社会の実現に向けて、雇用確保や受け入れ体制の整備も重要となっています。

また、産業集積地や商業エリア、住宅地などの土地利用を計画的に進め、多様な人が行き交うにぎわいのあるまちづくりに官民連携で取り組みます。

[施策の体系]



[めざす姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
町全体の「産業の活性化」の満足度	8.1%	16%	町民アンケート
製造品出荷額等	64,790千万円 (平成25年)	65,000千万円	工業統計調査
蜂ヶ峯総合公園の利用者数	140,031人 (平成26年)	180,000人	施設利用者数



蜂ヶ峯総合公園

商工業の振興

本町は企業城下町として第2次産業、第3次産業を中心に発展してきましたが、近年は多くの産業分野が国内外の厳しい競争にさらされており、個人・小規模事業者数も減少傾向となっています。

こうした状況に対応し、本町の基幹産業である工業を振興させるため、既存企業との連携強化を図るとともに、商工業の活性化に向けた新規事業者への支援や和木駅を中心とした活気のあるまちづくり、商工会の育成強化等を進めます。

また、本町の観光資源である蜂ヶ峯総合公園において、年間を通じて来場者が確保できる観光素材の開発やPRを推進するとともに、岩国市や大竹市、廿日市市、広島市等、周辺の有名な観光地との連携を図り、広域でのネットワーク形成をめざします。

(1) 工業の振興

① 既存立地企業の発展

厳しい国際競争にさらされる中、町内の企業においても存続と発展に対するリスクが増加しています。また、工場設備などの維持・整備も課題となっています。このような中、本町の工業を中心とする既存企業の一層の発展のため、行政、地域との連携を図り、新規事業の展開などに協力します。

② 地場産業の育成

地場産業の育成のため、融資制度を活用した支援を図るとともに、未利用地・遊休地の有効活用に向けた働きかけを行います。

③ 工業基盤の整備

山陽自動車道岩国インターチェンジからのアクセスの向上などの道路整備をはじめ橋梁整備、水源の確保、工場立地の利便性向上を図っています。今後とも国、県及び関係団体との連携のもと、工業基盤の整備を推進します。

④ 新規企業の誘致促進

既存企業の発展を基礎としつつ、より安定的で足腰の強い地域産業の発展を図るため、岩国錦帯橋空港からのアクセスの利便性や税金の優遇措置などを積極的に活用し、新規企業の進出の可能性を調査・研究します。

(2) 商業・サービス業等の振興

① 商業の活性化

金融機関と連携した運転資金の融資や、商工会と連携した利子補給制度の運用を行っていますが、人口の減少や主たる商業集積地がないことなどから町内事業者も減少しています。空き店舗の利用促進や個人の起業、小規模な事業所などを対象とした支援を検討し、商業の活性化を推進します。

② 小規模企業者の意識改革と体質改善

関係機関・団体との連携のもと、経営診断・経営指導等を強化することによって、個々の事業者の意識改革と体質改善を図るとともに、経営に創意工夫をこらしている事業者に対する支援を拡大します。

③ 特産品開発や商品のブランド化

地域の商工業者の団体である商工会及び関係団体と密接に連携し、特産品開発や商品のブランド化を図り、インターネットなどを活用した情報発信など、育成・強化を図ります。

(3) 観光振興

① 観光拠点の魅力向上

「蜂ヶ峯総合公園」は、本町の観光資源として、他市町村に誇れる施設であることから、JR和木駅から「蜂ヶ峯総合公園」への交通体系を整備することにより、利用者の増加を図ります。

また、県東部の観光スポットとして、公園自体の魅力向上することにより、交流人口の拡大を図り、にぎわいと雇用を創出します。

基本計画

② 観光PRの充実・強化

関係団体や近隣市町と連携し、各種メディアの活用などにより、県内のみならず、広く県外にも観光客の誘致や観光PR活動の充実・強化に努めます。

また、岩国錦帯橋空港から近距離にある優位性と、山口県の東の玄関口としての立地を有効に活用しながら観光客の誘致に努めます。

③ 広域的観光ネットワークの形成

県や「広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会」、「広島広域都市圏」などを通じた広域ネットワークの形成を図り、広域的な観光資源の開発や蜂ヶ峯総合公園を観光ルートに組み込んだPR活動を推進します。



わき愛あいフェスティバル



ローズフェスタ

2

農林水産業の振興

本町の産業構造において、第1次産業の占める割合は極めて小さいものとなっていますが、町西部における農林業の活性化や学校教育現場での農林業体験、食育分野との連携など、多様な活用が求められています。

また、町土の大半を山林が占めている本町において、森林のもつ多様な機能を維持するためにも、担い手の育成や関係団体との連携といった活動の強化を進めます。

水産業においては、和木漁業協同組合とも協議を行いながら、アサリなどの育成を推進します。

(1) 農業の振興

① 特色のある農業の推進

本町の農業従事者数はわずかで、高齢化が進んでおり、また、住宅への転用などにより農地の減少も進んでいます。今後は限られた農地の有効活用を図りつつ、地域の特色ある農業の振興を図ります。

② 新規就農者の確保と育成

本町では「農業振興研究会」などの団体を支援していますが、会員の高齢化と後継者不足が続いており、新規就農者の確保が課題となっています。農業振興研究会と連携し、新規就農者の支援を行うとともに、効率的で安定した経営ができるような環境整備に取り組みます。

③ 特産品の開発

地場産品の活用による「まちおこし」を行うため、農林水産業者をはじめ町民、団体、企業、(一社)和木町地域振興協会などが連携し、本町の特色を生かした特産品の開発、販売を促進します。

基本 計画

(2) 林業の振興

① 森林整備の推進

森林は、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全等多様な公益的機能を有し、極めて重要な役割を果たしています。行政・町民・地元企業の協働による森づくりを進め、植林、間伐、竹林整備等の本格的な活動への移行を検討します。

② 林道の維持管理

適正な森林整備の推進、森林の維持管理に必要な林道の舗装及び維持管理に努めます。

③ 特用林産物の振興

森林資源を有効に活用するため、栗やしいたけ等の特用林産物の振興や新たな特産品の開発により林業の振興を図ります。

また、「里山研究会」の活動を促進するため、会員の発掘等、活性化の支援と活用方策の検討を行います。

④ 森林活用の推進

子どもたちの森林体験活動や竹林の活用をはじめ、緑豊かな山林を町民と都市居住者との交流の場やグリーンツーリズム等、自然に親しむ場、野外教育の場などとして森林の有効活用に努めます。

(3) 水産業の振興

① アサリの開放日の継続

和木漁業協同組合との連携のもと、アサリ等の水産資源の育成に努めるとともに、潮干狩りなどで町民が海に親しむ機会を設けます。

3

安定した雇用の促進

少子高齢化に伴う人口減少やグローバル化による産業競争の激化等により、雇用を取り巻く社会経済情勢は激しい変化の中にあり、本町における雇用状況にも影響を与えています。

若者の雇用確保に限らず、女性や高齢者、障害者、離職者等、働く意欲のある人が「全員参加」できる雇用環境の整備に向け、関係機関との連携を図るとともに、労働条件の改善やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、長時間労働の是正に向けた情報発信や普及啓発を進めます。

（１）雇用の確保と促進

① 雇用の安定

毎年5月の「雇用確保促進月間」において、町内企業や商工会などに対し、新規学校卒業予定者をはじめとした若者の雇用確保の要請を行っています。世界的に経済情勢の変動が大きく、雇用情勢はますます厳しさを増していますが、雇用の確保に向け積極的に町内企業に働きかけるとともに、企業の雇用に関する情報の収集に努めます。

② 高齢者、女性等の雇用確保

男女の雇用機会の均等やシルバー人材センターによる高齢者の雇用、障害者の職業能力の向上等によって、適正な労働条件による雇用の確保に努めます。

また、男女の公平な登用や高齢者の採用について適切な指導を実施します。

（２）労働環境の向上

① 労働環境の整備

勤労者のゆとりある生活を確保するため、労働条件の向上や快適な職場環境づくりなど、関係機関と連携し、労働環境の整備・向上を促進します。

基本 計画

② 勤労者福祉の向上

県や関係団体等と連携し、勤労者福祉施策を実施しています。今後も県や関係団体等との連携のもと、勤労者福祉共済制度の普及や金融機関の融資制度等の認知度向上に努めるなど、勤労者福祉の向上を図ります。

(3) 仕事と生活の調和の推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化が進む中、就労環境においても子育て世帯の支援、高齢者を介護する世帯の支援は重要な課題となります。町内の事業所に対し一般事業主行動計画の策定を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を推進します。

② 多様な働き方の理解と促進

町民のライフスタイルの多様化に伴い、子育てや介護などを行いながら働く人も増加しています。町内の事業所に対し、短時間就労やフレックスタイムなどの多様な働き方への理解を求め、その実施を促進します。

4

にぎわいのあるまちづくり

快適でにぎわいのあるまちを創造するためには、住宅地や商業拠点を整備し、人が集う土地利用を計画的に進めることが大切です。町営住宅や民間活力の利用による宅地造成など、総合的で効果的な土地利用を推進し、人が行き交う活力あるまちづくりを推進します。

(1) にぎわいのあるまち中の整備

① 総合的な土地利用

本町では平地面積も限られており、計画的な土地利用を進める必要があります。このことから、大規模な公共施設跡地や企業・国の所有する未利用地について、引き続き、有効活用していくための検討を進めます。

② 秩序ある市街地の整備

中心市街地の都市機能の充実や地域サービスの核となる地区整備を計画的に行うなど、良好な市街地の形成を図ります。

第5章

健やかに暮らせるまちづくり

わが国においては2008年を境に人口減少へと転じ、少子高齢化がますます進行していますが、本町においても例外でなく、高齢者割合の増加や子育て世帯の減少、それに伴う子どもの数の減少がみられます。

一方で、個人の価値観やライフスタイルの変化、単独世帯の増加等を背景に個人の暮らし方が多様となることで、福祉ニーズも一人ひとり異なっており、対応すべき福祉課題もさまざまに生じています。

こうした状況において、国の制度による福祉サービスの提供に加えて、地域の実情にあった福祉事業の推進や知恵、経験を有した町民の力を生かした助け合い・支え合いの仕組みづくりが重要となっています。

「和木町地域福祉計画」に基づき、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者など、それぞれが抱える課題を地域全体で包括的に支援する体制づくりを進めることで、だれもが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、地域に根ざした支え合いの仕組みづくりに取り組みます。



子どもの笑顔

[施策の体系]



[めざす姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
高齢者福祉サービスに対する満足度	18%	30%	高齢者福祉計画及び介護事業計画
障害者福祉サービスに対する満足度	24%	35%	和木町障害者計画・和木町障害福祉計画

高齢者福祉の充実

本町においても高齢者割合が年々増加し、今後75歳以上の後期高齢者の増加が予測されていることに加え、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけで暮らしている世帯数の増加も目立ってきています。

こうした状況において、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して、いきいきと輝きながら暮らせる社会の実現をめざし、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援を地域の中で確保する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、町民やサービス事業者、関係機関・団体、行政等が連携をとることが必要です。

「和木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービス、地域支援事業の充実を図るとともに、在宅介護者への支援や地域ぐるみで高齢者福祉を推進するための担い手の育成、高齢者の生きがいつくりにも力を入れていきます。

(1) 地域包括ケアシステムの実現

① 安全・安心見守り体制の充実

民生委員、福祉員を中心に見守りネットワークを組織し、高齢者の見守り活動が行われています。また、民間事業者と協定を締結し、見守り活動の範囲拡大を図っています。

今後は、社会福祉協議会と地域包括支援センターが協力し、見守り活動模擬訓練や、見守りネットワーク会議等により取組を強化します。また、独居高齢者と高齢者世帯に「あんしん情報カプセル」を配布し、決められた場所に設置することで、緊急時の迅速な救急活動に役立てます。

② 地域包括ケアシステムの構築

高齢者とその家族を地域全体で支えるため、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。和木町地域包括支援センターを中心として、関係機関、医療機関、介護保険事業者、民生委員・児童委員などが連携し、高齢者がいつまでもいきいきと和木町で暮らせるシステムづくりをめざします。

(2) 介護保険事業、地域支援事業の推進

① 介護保険の充実

「和木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、事業を円滑に実施するとともにサービス利用者の自立を促し、生活の質を高め、介護サービス利用の適正化を図ります。

② 地域支援事業の推進

平成26年度の介護保険法の改正に伴い、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業や「転ばぬ先のちえ教室」の開催、各集会所で行われているサロン運営の支援など、65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業を行い、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援します。

③ 高齢者福祉の充実

高齢者になっても住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるよう、各種在宅サービスを充実し、「和木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、在宅福祉の充実を図ります。

(3) 地域における支援体制の確立

① 在宅介護者に対する支援

寝たきり高齢者を介護する家族への家族介護給付などを実施しており、これらの支援を継続します。また、家族介護者の負担を軽減し、その健康を保つため、地域支援事業等と連携しながら家族介護者の支援事業を推進します。

基本計画

② 認知症高齢者やその家族の支援

後期高齢者の増加とともに、物忘れや認知症の高齢者が増加することから、認知症に対する支援の方法をまとめた認知症ケアパスに基づき、適切な相談支援を推進します。

また、認知症への理解と地域の支援を得るためのサポーター養成などに努めます。

③ ボランティア活動の推進

高齢者の地域生活を支えるうえで、ボランティアの協力は欠かせないものとなっています。活動に携わる人の高齢化も課題となっているため、若い世代の福祉のまちづくりへの参加意欲を引き出す対策を検討するとともに、サロンや老人クラブなどの地域活動の関係者における協議の場を設け、ボランティアの育成に努めます。

④ 生きがい対策の推進

いつまでも健康で心豊かに過ごせるよう、高齢者と町民のふれあう機会の充実を図るとともに、高齢者の知識、経験と技能を生かすため、シルバー人材センターなどによる就労の場の充実を図り、地域に密着した就業の機会を確保するよう努めます。



高齢者の元気づくり

2

障害者福祉の充実

これまでの「障害者自立支援法」にかわり、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行されたことにより、幅広く日常生活や社会生活の支援が実施されることが基本理念として掲げられるなど、障害者福祉施策の充実が図られています。

本町では、人口が減少する中であっても、障害者手帳所持者数は増加しており、障害者一人ひとりが自立した生活を送るための支援を推進する施策の重要度が増しています。

障害のあるなしに関わらず自分らしく暮らすことができるよう、ライフステージを通じて一貫した支援並びに生活全般にわたる包括的な支援を行うとともに、家族への負担軽減や関係団体への活動支援を図ります。

(1) 障害者福祉の充実

① 障害者福祉の充実

「和木町障害者計画・和木町障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます。障害者の自立を促進するため、地域での生活を支援するとともに、就労支援などを推進します。また、自立支援協議会と連携をとりながら、相談支援体制の充実に努めます。

② 障害者への支援制度の充実

国・県の実施する支援制度と町独自の支援制度により、関係機関が連携して障害者への総合的な支援を強化するシステムの構築を図ります。

③ 障害者の就労の支援

地域における障害者の生きがいの拠点として、在宅の障害者で事業所等に雇用されることが困難な方を対象に福祉作業所の利用を促進します。また、それらの施設から一般就労へとつながるよう、職業訓練や就労の相談支援体制の充実を図ります。

④ 障害者の地域生活の支援

障害者の地域での暮らしを推進するために、施設から地域生活への移行を支援するとともに、地域生活支援の充実を図ります。

基本 計画

(2) 障害者とともに暮らす地域社会の育成

① 障害者福祉団体活動の促進

補助金や福祉バスの利用によって情報交換などの活動を促進していますが、新しい会員の確保が課題となっています。今後は、障害者福祉関係団体に関する活動内容の周知・啓発に努めるなど、積極的に情報を発信することで活動の活性化を図ります。

② 障害者の差別、偏見、虐待の防止

障害や障害者への差別、偏見をなくすための広報活動などを推進します。また、虐待防止のための取組を推進します。

③ 障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者福祉の充実と社会における障害者の完全参加を実現するため、バリアフリーの理念のもと、公共施設、道路等の生活環境の改善により「障害者にやさしいまちづくり」を推進します。

3

子ども・子育て支援の充実

少子高齢化の進行は、将来的に社会保障負担が増大するなどの重大な影響が懸念されています。本町においても少子高齢化は進行しており、町ぐるみで子育て支援を強化する新しい仕組みを構築していく必要があります。

平成27年4月より新たに始まった「子ども子育て支援新制度」に基づき、「和木町子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、本計画の基本理念である「わきは あったか大家族 ～あいさつと子どもがつなく地域のきずな～」のもと、和木町に暮らすすべての子どもを中心に、子育て家庭と地域がつながり、温かい気持ちで子育てができる町の実現に努めます。

また、子育て支援に対する需要の増大や多様なニーズに対応するため、認定こども園の施設整備などの子育て環境の充実を図ります。

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

① 子育て家庭への地域支援の充実

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスの周知・啓発に努めるとともに、積極的に各種事業を推進します。特に、教育保育機関、行政、関係機関が連携をとりながら子育て支援ネットワークを充実させるとともに、世代を超えた家族・地域の協力を得られるよう働きかけ、子どもと親（保護者）双方の育ちを支援していきます。

② 子どもの健康に対する支援の推進

子どもが健やかに生まれ、こころ豊かに育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援を行うとともに、障害児施設の拡充を図ります。

③ 子どもの教育環境の充実

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。

基本 計画

④ 子育てと仕事の両立支援

男女ともに子育てをしながら働きやすい地域社会の実現をめざします。特に女性が働きやすい環境を整えるため、多様で弾力的な教育・保育サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。

さらに、男性も子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を高めていくことに努めます。

⑤ 子どもの生活環境の整備の推進

子どもや妊産婦、乳幼児のいる家庭等が子育てをしやすく、安全・安心・快適に暮らせる住環境や交通環境の充実を努めます。また、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策の推進、母子保健の充実による母子の健康の確保、小児救急など子どもが安心して医療機関を利用できる体制の整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

(2) 子育てを支援する地域社会の育成

① 家庭や地域の教育力の向上

「子どものしつけは家庭で」を基本としながらも、子育てには、家庭・地域・学校・職場の緊密な連携が必要です。子育ての不安解消や家庭教育にかかる相談体制の充実など、家庭教育支援のため、総合的な施策の充実を図ります。

② 就学児童の居場所づくり

女性の社会進出等に伴い、家庭で子どもたちだけになる世帯の増加が続いていることから、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの子どもの居場所づくりを推進します。

③ 子育て支援体制の整備

地域ぐるみで子どもの成長を見守るため、身近で見守りや相談ができる地域づくりを進めるとともに、子育て支援を行うボランティアなどの育成を図ります。

4

地域福祉の充実

本町で暮らすすべての町民が安心して、生きがいをもって暮らすためには、自らの力を頼りとする「自助」、行政等の福祉サービスである「公助」に加えて、町民同士の助け合いである「共助」が機能することが大切です。

地域福祉を町民やボランティア、社会福祉関係者・関係機関、行政が協働により実践するとともに、生活困窮者やひきこもり等の社会的援護を必要とする人に対しても、地域ぐるみの福祉を推進していきます。

(1) 地域福祉の環境づくり

① 福祉関係団体の育成強化

社会福祉協議会等、地域福祉活動の核となる福祉関係団体・ボランティア団体等と定期的な協議を継続するとともに、その活動内容を町民に周知し理解を深めることで、地域福祉活動を推進します。

② 福祉の担い手の育成

地域福祉の充実を図るため、地域活動の情報発信を積極的に行うとともに、講習会や研修会等を通じてボランティアの育成に努めます。

③ 地域福祉施設の効率的な運営

各種福祉サービスやボランティア活動の拠点となる総合福祉会館や集会所をはじめとする地域拠点施設の設置目的、使用方法を周知し、利用促進を図ります。また、他の活動拠点の確保についても推進します。

基本 計画

(2) 地域での支え合いの仕組みづくり

① 福祉意識の高揚

共に支え合う住みよい地域社会をつくるため、広報やホームページなどによる情報発信をはじめ、家庭、地域、学校、職場等を通じて、福祉意識の高揚に努めます。

② 地域ぐるみの福祉の推進

新たな人的資源の発掘や公共施設の有効活用、社会福祉団体等のネットワーク化を図ることにより、地域ぐるみで福祉を推進する体制づくりに努めます。また、高齢者や障害者、子どもなど、地域の世代間交流事業を行い、相互の理解を深めることで相互扶助の関係を築き、福祉の推進を図ります。

5

保健・医療、社会保障の充実

日本人男性の平均寿命が平成26年度に初めて80歳を超え、まさに日本では「人生80年時代」を迎えています。こうした中、健康で安らぎと生きがいのある生活を送るためには、平均寿命とあわせて「健康寿命」の延伸をめざす視点が重要となります。

そして、健康を支える医療体制を、近隣自治体と連携を図りながら整備を進めるとともに、国民健康保険や国民年金制度等の社会保障制度の安定的な運営にも努めます。

(1) 健康づくりの推進

① 健康づくり意識の啓発

「健康わき21計画（第2次）」に基づき、健康寿命の延伸をめざして、「食べよう 遊ぼう いっぱい笑おう」を基本目標として、“町民の主体的な健康づくり”、“健康や地域などの連携による健康づくり”、“町民の健康づくりを支援する環境づくり”の3つを推進理念とします。町民一人ひとりが自ら健康的な生活習慣を実現するために主体的に取り組むよう呼びかけ、健康意識の啓発に努めます。

② 保健・介護サービスの充実

健康寿命の延伸を実現するためには、疾病の予防、早期発見・早期治療が必要なため、妊娠・乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに適応した保健・介護サービスの充実に努めます。総合的な相談支援体制を充実させるため、保健、医療、福祉、教育等、関係部門の連携し合える体制づくりを推進します。

また、さまざまな機器を活用した健康に関する測定会やウォーキングイベントなどを実施することで健康を支援し、守るための環境を整備します。

③ マンパワーの強化

保健・介護サービス供給体制の充実強化を図るため、事業所従業員、ボランティア、サポートセンターなどとの連携を深め、講習会の開催などにより資質の向上・強化を図ります。

基本 計画

(2) 健康を支える保健・医療の充実

① 地域医療体制の充実

高齢化の進展や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化により、地域医療に対するニーズは高度化、多様化しています。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、近隣自治体等と連携しながら救急医療体制を整備するとともに、在宅かかりつけ医などとの医療連携体制の推進を図ります。

② 健康意識の啓発

病気の予防や早期発見・早期治療を推進するとともに、重要度が増してきた「こころの健康」を維持するため、保健相談センターを中心に広報による啓発、医療データの分析等による指導を通じて健康意識の向上を図ります。

(3) 社会保障制度の充実

① 国保財政の健全化

保健事業を通じて健康意識の向上を図るとともに、医療費通知の実施やジェネリック医薬品の推奨などにより医療費の増加傾向を抑制することで、賦課保険料の適正な改正と収納率の向上に努めます。

② 国民年金への加入促進

広報紙や啓発用のチラシの配布など、保険料免除申請に関する周知・啓発に努めます。
また、窓口における保険料の口座振替による納付を促進し、年金事務所と協力しながら未加入被保険者（20歳到達者を含む）の加入促進を図ります。

6

人権施策の推進

町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を実現するため、人権に関する総合的な取組を推進します。

また、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

(1) 人権施策の推進

① 人権に関する施策の推進

人権問題は、複雑・多様化しており、家庭・地域・企業・職場・学校等においてさまざまな課題があります。「和木町人権施策推進協議会」を開催し、これらの人権問題に柔軟に対応できる施策を推進します。

② 人権教育・人権啓発の推進

「じゆう（自由）」「びょうどう（平等）」「いのち（生命）」をキーワードとした「山口県人権推進指針」の趣旨に沿った施策を実施します。

人権研修会・人権のつどいでは、講師を招き、人と人のふれあいの大切さを再確認し、人権啓発を推進しています。このような人権尊重にかかわる啓発・広報活動の展開、人権教育の充実、人権に関する啓発・学習活動の支援を継続し、人権にかかわる情報提供や教育の機会を充実します。

③ 男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を発揮できる社会の実現を図るため、「和木町男女共同参画推進計画」に基づき、庁内体制の整備、女性団体との連携、夫婦がともに子育てに参加する意識の醸成に努めます。

第6章

安全・安心で快適なまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築は、現在生活しているものだけでなく、次の世代に対しても重要となります。そのため、本町の自然環境を後世に残していくためにも、その保全に努め、人と自然が共生できるまちづくりを進めていく必要があります。

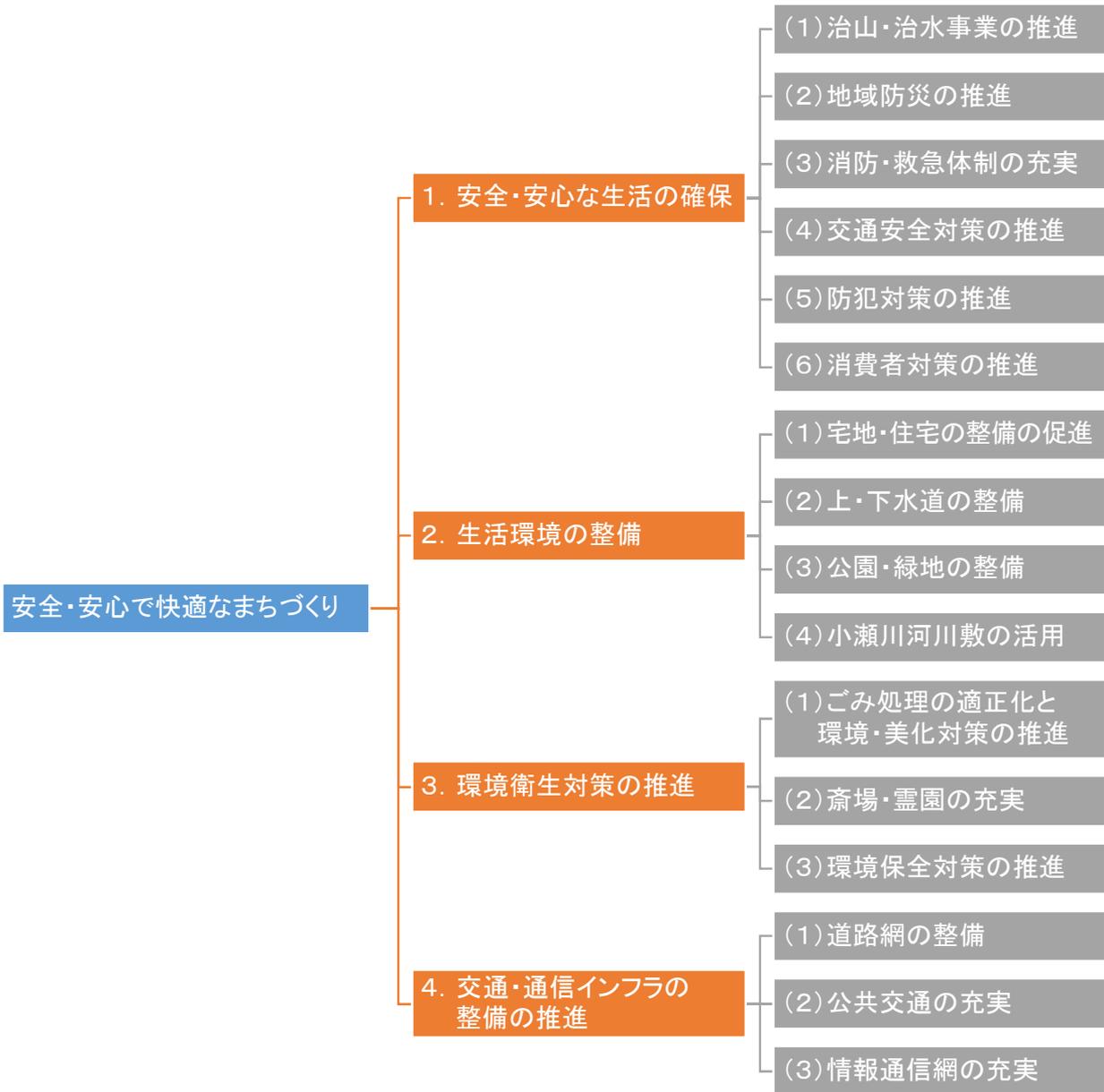
町民が豊かさを実感できるゆとりのある環境へのニーズも高まっており、だれもが住みやすいユニバーサルデザインのまちづくり、子育て世代や高齢者、障害者に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。また、日常生活にかかわる交通網や情報網など、生活基盤の整備も合わせて進めていく必要があります。

さらに、町民の生命や財産を守るため、防災・防犯、交通安全対策の強化に努め、だれもが来たい、住みたいと思えるよう、魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。



満開のしだれ桜

[施策の体系]



[めざす姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
まち全体の「安全・安心」の満足度	27.6%	35%	町民アンケート
防災・防犯カメラの設置台数	22台	35台	
家庭用防犯カメラの補助件数	—	年10件	
犯罪件数(刑法犯認知状況)	60件	減少	岩国警察署
交通死亡事故件数	0件	0件	岩国警察署

基本 計画

1

安全・安心な生活の確保

近年、地球温暖化による異常気象や局地的な集中豪雨、巨大地震などの自然災害が日本各地で発生しています。本町においても平成26年8月に発生した8.6岩国和木豪雨災害では、土砂崩れや床下・床上浸水など、甚大な被害が発生しました。

また、交通安全について、本町では交通街頭指導や広報車による街宣活動等を通じて交通安全意識の高揚を図っており、平成17年以降交通死亡者数は発生していません。

一方で、関ヶ原バイパスの開通に伴い、道路交通網の利便性は向上されましたが、大型車や町外車両等により交通量が著しく増加しており、交通事故が発生する危険性もあります。

近年、凶悪・巧妙な犯罪や低年齢化した犯罪が発生しており、町民・行政がそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯体制を確立していくことも重要です。

このため、地域住民が安全で安心して生活を送ることができるよう、防災対策等による災害に強いまちづくり、防犯対策や交通安全対策等による安全で快適なまちづくりを進めていきます。

さらに、社会情勢の変化に伴い、消費者を取り巻く環境は複雑さを増してきています。このような中、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺など、高齢者を狙った犯罪も起こっています。食品においても、残留農薬、輸入農産物や加工品などによる人体への被害、食品表示偽装の問題など、安全・安心な生活を送るための対策や啓発活動が重要となってきています。

このため、引き続き安全な食品の確保や物価安定対策、消費者啓発などを推進し、消費生活の安定に努めます。

(1) 治山・治水事業の推進

① 治山・砂防事業の推進

森林の保水能力を維持するため、保安林の適正な管理を進めています。急傾斜地崩壊対策事業の第1次指定箇所については事業が完了していますが、今後も指定箇所の見直し等により、土石流危険渓流、地すべり地帯等の災害危険箇所に対する整備を、国や県と連携を図りながら促進します。

② 河川改修等の促進

近年多発する集中豪雨などによる自然災害に備え、今後も新たに必要な箇所については、国や県と連携しながら改修を進めます。

また、地域住民が安心して暮らせるよう、一級河川の小瀬川及びその支流となる瀬田川、関ヶ浜川については、継続的な維持管理と併せて、斜面の点検・防災対策を強く要望していきます。

(2) 地域防災の推進

① 災害予防対策の強化

地すべり、土石流、洪水、崖崩れ等の危険区域については、災害を未然に防止するため、河川整備、砂防、治山事業の推進を国、県と連携しながら進めます。土砂災害対策として、土砂災害が発生するおそれがある区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」（指定：平成23年11月）、著しい危害が生じるおそれがある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」（指定：平成28年2月）とし、危険区域の周知を図ります。

また、災害はいつ、どこでも起こりうることから住宅をはじめとする建築物の安全性の確保や地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導體制の確立、防災カメラによる河川の監視、ハザードマップの更新など、災害予防対策の強化や正確で迅速な情報提供に努めます。

基本計画

② 災害時の応急、救護体制の確立

災害時の応急体制を確立するため、和木町地域防災計画に基づき、和木町災害対策本部の設置基準等を盛り込んだ職員参集マニュアルや避難勧告等の発令・伝達マニュアルの随時見直しを行っています。さらに、蜂ヶ峯ヘリフォワードベースの活用や、関係機関、生協、企業等との応援協定の締結等、外部関係機関との応急、救急体制の整備を行っています。

災害対策本部の機能強化として庁舎非常用電源の整備を行うとともに、防災行政無線のデジタル化に伴う一層の有効活用手段として、個別受信機導入の検討及び防災メールの活用、防災行政無線放送の留守番電話サービス等、情報伝達手段を多重化し、町民に情報を提供する体制を整えます。

また、海拔が低く、石油コンビナートが立地する沿岸部の住民が、大規模災害発生時の避難場所である蜂ヶ峯総合公園へ円滑に避難することのできる道路の新設を県に対して要望します。

③ 災害復旧体制の充実

町内各施設を災害種別に応じて緊急避難場所や指定避難所に指定しています。今後、指定についての適宜の見直しを行うとともに、大規模災害発生時の避難場所である蜂ヶ峯総合公園の「広域避難場所」指定を検討します。

災害復旧体制を充実するため、指定避難所を円滑に運営できるよう研修を進めるとともに、被災者の生活再建を支援し、再度の災害防止に配慮した復旧に心がけていきます。被災箇所については国、県と連携し、早期の復旧、危険箇所の調査等を実施します。今後とも、国、県、関係機関との連携、協力体制の確立を図ります。



総合防災訓練

(3) 消防・救急体制の充実

① 防災意識の普及啓発

災害時の安全確保は、町民一人ひとりの日頃の備えと心構えにかかっています。総合防災訓練の実施や防災マップの発行、各種の広報活動により、防災に対する適切かつ正確な情報提供や町民に対する防災意識の普及啓発を実施します。

② 地域総合防災体制の充実

平成23年の東日本大震災や、平成26年に本町を襲った8.6岩国和木豪雨災害を経験し、災害時、公助には限界があり、地域における自主防災組織の重要性が高まっています。行政、各種機関、町民のそれぞれが災害発生時において、相互協力体制が図られるよう、自主防災組織等の整備に努めます。さらに、地域防災の核となるリーダーを育成するため、防災士の資格を取得できる自主防災アドバイザー研修への派遣、また、自主防災組織への物的援助を実施し、地域総合防災体制の充実を図ります。

(4) 交通安全対策の推進

① 交通安全推進体制の強化

交通安全対策協議会や和木町通学路交通安全プログラムを中心として、近隣市町や関係団体、企業等と緊密な連絡を保ち、総合的な交通安全推進体制の充実を図ります。

② 交通安全意識の高揚

春・秋の全国交通安全運動とタイアップしながら啓発、スピードダウンキャンペーン等を積極的に開催するとともに、交通安全運動期間に限らず、あらゆる機会を通じて広報、街宣活動等を推進することによって、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

基本計画

③ 交通安全施設の整備充実

事故等が予想される箇所については、防犯灯のLED化やカーブミラー等の設置を進め、それら施設の点検整備を十分に行うなど、交通安全施設や、子どもや高齢者等に配慮した歩道の整備充実に努めます。

また、平成25年度から通学路や生活道路へ車の速度を規制する「ゾーン30」区域を設定し、区間の路面標示、交差点のカラー化を実施して人優先の歩行空間整備を進めており、その周知を図るとともに、県に対する交通安全改善要望による施設整備が実現するよう働きかけを行います。

さらに、歩道の整備、段差等の解消に努め、子ども、高齢者、障害者など、交通弱者の立場に立った、人にやさしい道づくりを推進します。

④ 交通安全教育の推進

一人ひとりの交通安全意識を高揚させるため、家庭・学校・地域・職場等において、関係機関の連携のもと、交通安全運動を展開しています。高齢者の関わる事故なども増加していることから、今後は従来の実施場所のほか、交通安全対策関係部局と連携しながら、和木大学などを活用し、社会教育、生涯学習としての交通安全教育の実施に努めます。



幼稚園児による交通安全運動

(5) 防犯対策の推進

① 地域に密着した防犯活動の推進

子どもたちの見守り活動を推進する「わきスクールガード」の発足や町民が安心して生活できる地域社会をめざす「和木町防犯パトロール協議会」の設置など、さまざまな活動を展開しています。

また、青少年の健全育成体制の整備や不法駐車取締りなど、地域に密着した防犯活動の推進に努めるとともに、保護者、地域の方々、学校、警察等と協力体制を密にし、総合的な対策を推進します。

② 防犯意識の高揚

全国的に特殊詐欺は増加傾向にあり、特に高齢者を狙った事案や消費者被害が多発しています。こうした犯罪や事故などのトラブルを未然に防ぐため、地域活動や広報活動等の強化によって、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

また、近隣市町で犯罪被害が発生した場合、緊急を要する事案が発生した場合は、あらゆる手段を用いて、迅速に広報・啓発活動を実施し、犯罪被害の未然防止に努めます。

③ 防犯施設等の整備

犯罪や事故の危険率が高い地域・場所については、自治会と協力し、街灯(防犯灯)や注意看板等を設置するなど、防犯施設等の整備に努めます。

また、犯罪の抑止に効果がある防犯カメラの増設を検討するとともに、「防犯カメラ設置のまち」を周知していきます。

基本 計画

(6) 消費者対策の推進

① 安全と利益の確保

消費者からの相談と苦情処理窓口を設置し、県消費者生活センターや近隣市町との連携のもと、消費者の安全と利益の確保に努めています。今後も関係機関や近隣自治体と協力しながら、消費者の安全と利益の確保を図ります。

② 消費者啓発の推進

消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、広報紙にて「消費者生活相談だより」を毎月掲載するなど、啓発活動を推進しています。消費者一人ひとりが自己の責任において主体的かつ合理的な消費生活活動を行うことができるよう、的確な情報提供や相談体制の充実などに努め、消費者意識の高揚を図ります。

2

生活環境の整備

人口減少や高齢化の進展は、労働力の減少による都市の生産活動の低下を招き、新しい投資余力の低下につながります。一方で、既存の社会資本の維持コストは確実に増加し、財政的制約はますます厳しくなるものと考えられます。地方分権社会を迎え、市町村が主体的に政策を決定することが可能となりつつある中で、自己責任による自立的な都市経営を行うことが求められています。

そのため、快適な生活環境の整備に向けて、老朽化した町営住宅や公園施設の建替えや見直し、上下水道においては、計画的な予防保全的維持管理と更新事業の平準化に努めます。

(1) 宅地・住宅の整備の促進

① 公営住宅の建替推進

耐用年数も経過し建替対象戸数が多数ある現状を踏まえ、小規模団地は用途廃止し、大規模団地（江尻、緑ヶ丘）に統合することを基本に、中高層化や高齢者に配慮した住宅の建設など、計画的で町民ニーズにあった公営住宅の効率的な建替えを推進します。また、必要戸数のコンパクト化を図ります。

② 良質な民間住宅の建設促進

現行の新築住宅に対する「住宅建設資金利子補給制度」や「住宅建設奨励金制度」を実施するなど、人口定住対策を推進することにより、良質な民間住宅の建設を促進します。

基本 計画

(2) 上・下水道の整備

① 安定的な水源の確保

安定的な水源を確保するため、岩国市と連携しながら水需要に対応します。また、老朽化が進む簡易水道施設の適正な維持・管理と更新事業に努めます。

② 下水道の維持管理体制の整備充実

供用開始から40年が経過しており、施設が全体的に改築更新の時期を迎えています。また近年の降雨量の増大から排水処理能力の向上が求められています。効率的で持続可能な下水道事業を推進するため、新たな事業管理計画や維持修繕基準を策定し、社会資本整備総合交付金事業による事業実施を柱として改築・再生事業を推進します。

(3) 公園・緑地の整備

① 蜂ヶ峯総合公園の適正管理

市民の憩いの場、レクリエーションの場、交流の場として活用されている蜂ヶ峯総合公園は、開園から28年が経過し、これまで以上に適正な維持管理と施設の計画的な更新が必要となっています。今後、来町者や外国人も含めた一層の利用促進を図るため、しっかりとした長期計画を策定するとともに、公園経営の視点に立ち、さらなる活性化に向け取り組んでいきます。

② 身近な広場の整備

高齢者や幼児をはじめ、市民が気軽に憩える場を確保するため、児童公園など、身近な広場の整備に努めます。

また、市街地の整備計画に際しては、新たな緑地広場の設置を検討します。

③ 維持管理体制の充実

公園・緑地を快適に利用できるよう、施設の老朽化に伴う改修、整備を計画的に行います。

④ 環境緑化の推進

「緑の風薫る文化のまち」を実現するため、街路樹や公共施設内の植樹の整備、公園や各家庭での花いっぱい運動などによるまちぐるみの緑化運動の推進など、町全域における環境緑化を推進しています。また、市街地の整備計画に際しては、工業区域との緩衝緑地帯の設置を検討します。

(4) 小瀬川河川敷の活用

① 小瀬川「かわまちづくり」の推進

架け替えの進む栄橋から新大和橋にかけての河川空間について、河岸を共有する大竹市と連携しながら水辺環境の有効利用を図る「かわまちづくり」を推進します。

環境に配慮しながら河川管理体制を整え、町民の憩いの場、ウォーキングなど健康づくりの場として活用できるよう、河川設備や親水環境を整備します。



小瀬川の河川敷

環境衛生対策の推進

美しい地球を次世代に引き継いでいくことが、現代を生きる私たちに課せられた重要な課題であり、そのためには、町民一人ひとりの環境意識を向上させることが必要です。

本町においては、可燃ごみの処理は周陽環境整備組合（旧5町で設置した一部事務組合）において焼却していましたが、老朽化のため廃炉が決定しており、平成31年度より岩国市の新ごみ焼却施設を利用することとなります。

また、環境美化に関しては、広報や看板等により啓発を行うとともに、町内一斉清掃を年2回実施し、環境保全対策では再生可能エネルギーの導入や支援を実施しています。

今後も、地域においてごみの減量化対策、環境保全対策、環境美化対策など、総合的な環境衛生対策を進めるとともに、地球温暖化対策事業の充実によるCO₂（二酸化炭素）排出量の削減、リサイクルの取組などによる循環型社会の構築をめざして町民と行政が一体となって推進します。

（1）ごみ処理の適正化と環境・美化対策の推進

① ごみの分別の適正化と減量化対策の推進

町と自治会、町民が協力し、ごみの排出抑制や分別、ごみステーションの適正管理を実施していますが、今後もさらなる啓発と相互協力が必要です。岩国市の新ごみ焼却施設への搬入時期に合わせ、分別内容の改正とごみ減量化団体補助金のあり方の見直しを検討し、町民の理解と協力を得られるよう、取組を推進します。

② ごみ処理体制の充実

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集サービスの向上やコストの削減、適正処理体制の充実等を図るため、地域や関係機関との連携の充実強化を推進します。

③ リサイクルの推進

限りある資源を守り、有効活用するため、リサイクルに関する啓発やリサイクルを推進する活動を支援しています。リサイクルの一層の推進を図るため体制を整備し、循環型社会の形成を推進します。

④ 施設の整備充実と広域連携

現在、可燃ごみとプラスチックごみは、岩国地域で連携して広域的な処理を行っています。可燃ごみの処理については、平成31年度以降、岩国市新ごみ焼却施設を利用し、コストの削減と適正処理を推進します。

町クリーンセンターと最終処分場についても、適正管理と設備の充実を推進します。

⑤ 環境美化意識の普及啓発

より美しい町にしていくため、広報や看板により、ポイ捨てやペットの糞の持ち帰りについて啓発を行っています。今後ともさまざまな方法で、広報、啓発を積極的に実施し、環境美化意識の普及に努めます。

⑥ 環境美化活動の推進

町民の環境美化意識を向上させるとともに、美しい町並みを保つため、町内一斉清掃等の環境美化活動を推進します。

また、自主的な環境美化団体の活動を支援します。



環境衛生対策の推進

基本 計画

(2) 斎場・霊園の充実

① 維持管理体制の強化

常に美しい斎場・霊園とするため、周辺環境を含めた維持管理体制の充実を図ります。また、施設を正常に長く使用するため、定期的な点検等を実施します。

② 施設の整備充実

町民ニーズに対応した斎場・霊園とするため、火葬炉設備の改修や墓地造成工事などを実施してきました。今後、施設の維持や拡大するニーズに対応するため、施設の整備充実を検討します。

(3) 環境保全対策の推進

① 監視体制の充実

大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の環境保全対策については、地域・企業・県等との連携によって一層改善されていくよう、監視指導体制の充実を図ります。

② 地球温暖化対策の推進

再生可能エネルギーの導入や支援を推進するとともに、省エネルギー対策に関する活動を支援することで、地球温暖化対策を推進します。

4

交通・通信インフラの整備の推進

道路は生活の利便性を確保し、産業の振興を図るうえで欠かすことのできない重要な基盤です。本町では、関々バイパスの開通により、慢性的に渋滞している国道2号の迂回路として、町内を通過する大型車両を含めた交通量が増大しています。このため、両国橋までの県道整備と岩国・大竹道路の早期完成が望まれます。

また、町内の道路施設においては、老朽化による修繕等を行うなど、長期的な計画により効率的に道路整備を進める必要があります。

公共交通の状況では、平成20年3月にJR和木駅が開業しました。これにより、本町の交通事情が大きく変化し、町民の利便性も向上しました。さらに、JR和木駅を中核として和木町コミュニティバス（あいあいバス）やいわくにバスなども運行しており、多くの方が利用しています。

今後も、国道・県道等広域生活幹線道路や生活道路の整備を促進し、道路網の一層の充実を図ります。

（1）道路網の整備

① 国道整備の促進

現在、県境に架かる栄橋の架け替え工事が行われており、安全で信頼性の高い交通網の確保が進められています。これらの交通網の整備と連携して町内交通を整理するとともに、国道2号の交通渋滞の解消や大規模災害における避難経路の確保、さらには、岩国医療センターへの搬送や岩国錦帯橋空港へのアクセスなど、地方再生を実現する為に不可欠な、国道2号バイパス岩国・大竹道路の早期完成を国、県に対し、要望します。

② 県道整備の促進

県に対し、国道2号の迂回路として完成した県道岩国大竹線（関々バイパス）を有効的に利用するため、関々バイパスから両国橋までの拡幅工事及び中市堰からカケ地区の道路拡幅及びかさ上げ工事の早期着手完成、蜂ヶ峯防災広場と和木地区を結ぶ道路の新設を要望します。

基本 計画

③ 都市計画道路の整備

計画決定以降整備が進まない都市計画道路については、山口県都市計画基本方針に沿って、その必要性を検証します。

また、見直しにあたっては、町民への情報提供に配慮し、町民の理解と合意形成に努めます。

土地区画整理区域については、狭隘道路の整備など、代替事業により未接道宅地を解消する方向で、廃止を検討します。

④ 橋梁等の整備

橋梁等の道路ストック総点検が義務づけられたことに伴い、各種補助金を有効に活用しながら、的確な施設の管理及び更新整備を推進します。

(2) 公共交通の充実

① JR和木駅の活用促進

町民の日常生活や通勤・通学における利便性の向上を図るため、JR和木駅の利用を促進します。放置自転車が増加していることや駅設備の維持管理などへの課題に対応するため、関係機関等と連携しながら見回りの実施や啓発活動を行い、だれもが快適に利用できる駅となるよう努めます。

② バス路線の拡充促進

JR和木駅との交通アクセスを向上させるため、和木町コミュニティバス(あいあいバス)の増便、ルート改正等を行いました。今後とも必要に応じてバス検討委員会を開催し、ルートや時刻表等の改正を行います。

③ 港湾整備の促進

山口県東部地域の拠点として、物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、県に対する港湾施設の整備の要望等を行い、船舶の大型化対応及び老朽化施設等の整備改良の促進を図ります。

(3) 情報通信網の充実

① 地域情報化の推進

町内全域に整備されたCATV網で和木町専用チャンネルを設け、町政情報や町内の出来事を紹介しています。庁舎内においては、Wi-Fiを整備し、来庁者の利便性を高めるなどの行政の情報化を推進するとともに、災害時の情報取得・連絡手段の冗長化を行うなどの活用の拡大を図っています。

また、ICTの進展とともに、町民の日常生活においても情報機器の利用が一般化していますが、それらの機器を使えない人との情報格差も課題となっています。

情報格差を解消するため、ICTに対する町民の知識の向上を支援するほか、多様な情報発信手段を活用し、地域情報化とそのため必要な対策を推進します。



JR和木駅

第7章

教育・文化のまちづくり

人口減少社会への転換やグローバル化の進行、東日本大震災の発生など、社会状況は近年大きく変化しており、これまでの価値観から新たな価値、暮らし方を創造することが必要とされています。こうした状況においては、一人ひとりが自らの個性を生かして主体的に人生を切り開いていくことや、社会の多様性を受け入れながら共生すること、社会への参画や協働を推進することが重要となってきます。

こうした力を養っていくために、ライフステージに応じた生涯学習の機会を確保するとともに、学校と地域との連携を深め、「学校から地域へ」「地域から学校へ」という双方向の取組を推進し、地域に潜在する知恵や技能、能力を発揮できる場を充実していきます。

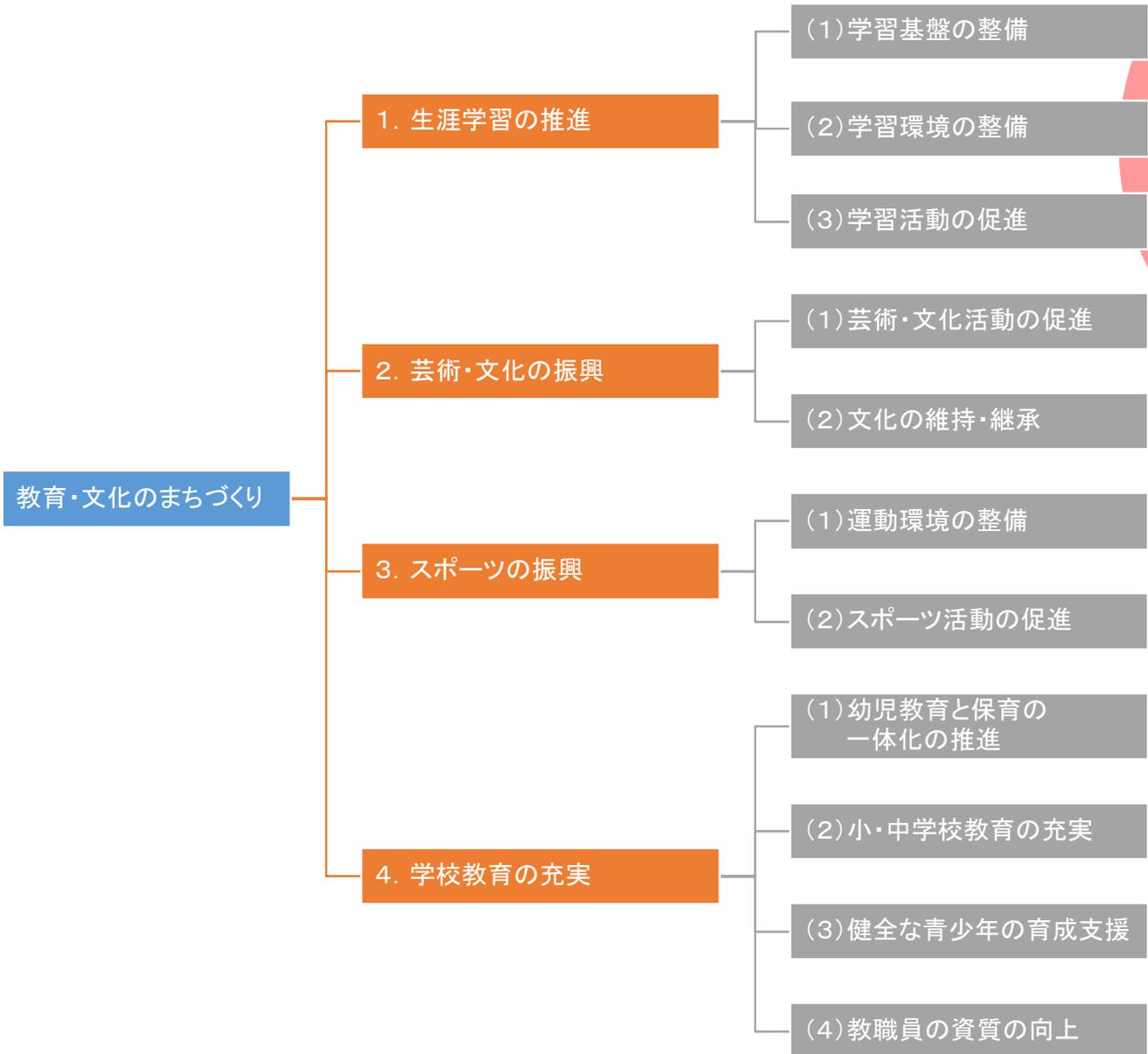
また、芸術・文化やスポーツなど多様な活動に触れ、自ら取り組むことができる環境を整え、教育・文化のまちづくりを多面的に推進します。

三井化学株式会社の社宅跡地に新設予定の幼稚園・保育所連携型認定こども園の園舎については、園児が通いたくなる、また、町民から親しまれる施設とするとともに、隣接の中学校などと町域の中核に位置する文教地区として、保育所・幼稚園から小学校・中学校までの一貫した教育の充実をはじめ、さまざまな活動を展開していきます。



ICTを活用した授業

[施策の体系]



[めざす姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
まち全体の「教育・文化」の満足度	37.1%	50%	町民アンケート
自主的な活動団体の新規立ち上げ	—	10団体	
学校ボランティア数	313人	400人	
英語検定受験率(延べ)	34.9%	50%	

生涯学習の推進

経済・雇用環境の変化や急速な高齢化・人口減少の進展がわが国において予想される中、本町においても町民が今後も豊かさを楽しむためには、町民一人ひとりの能力の向上が重要となります。キャリアアップや再就職、青少年の体験学習や自立に向けた学習、家庭教育に関する学習、高齢者の社会参画や生きがいづくりの学習など、それぞれのライフステージに応じた多様な学習機会の確保と、その成果を生かすことができるまちづくりを推進します。

(1) 学習基盤の整備

① 推進体制の整備

生涯学習関連施策を積極的に推進するため、生涯学習推進プランの見直しを図り、その時々での社会・地域状況に応じた生涯学習を推進します。

また、庁内各部署や関係団体と連携して、まちづくりを含めた総合的な施策の充実を図ります。

② 学校教育機能の活用

体系的・専門的学習機会を拡充するため、学校教育機関の物的・人的教育資源の利用を促進し、町民と学校との交流を深めるなど、学校教育機能の活用に努めます。

また、コミュニティスクール、地域協育ネットなどを引き続き進めていくことで、より地域と学校の交流を推進します。

③ 指導者の確保と養成

生涯学習を円滑に進めるため、豊富な知識・経験・技能・指導力を有する優れた人材を確保・養成するとともに、町内、町外の幅広い人材を指導者として招へいし、多様な指導者を確保・養成します。

(2) 学習環境の整備

① 学校施設開放事業と多様な施設利用の推進

各種公共施設を生涯学習拠点とするため、コミュニティセンター、図書館、体育センターなどの利用促進を行うとともに、小・中学校の学校施設開放事業を推進し、児童・生徒、高齢者、障害者へ配慮した教育・文化・スポーツ等の生涯学習施設として活用するなど、公共施設と連携した学習環境づくりを行います。

また、建替えが予定されている公民館瀬田分館、関ヶ浜分館については、地域の拠点施設として一層利用をされるよう、運用方法の検討を行います。

② 学習情報提供システムの確立

学習・相談活動、学習団体、指導者等の情報を総合的に提供するため、それらのデータベース化やデータバンク化を図っています。今後は必要に応じて町民や各種団体、関係機関への情報提供を行い、自主活動グループの活動の活性化、町が主催する講座の内容の充実、学校教育活動の充実を図ります。

③ 自主的な活動団体の育成

町民の自主的な学習活動を支援し、既存グループ・サークルの活動の活性化を支援するとともに、各種自主グループ・サークルの新規立ち上げ及び活動を支援します。

また、その活動が、公民館主催講座と同等のものであると認められる団体を「認定団体」とする制度の充実を図るため、無料体験を充実するなど、制度の周知と広報活動に努めます。

(3) 学習活動の促進

① まちづくり活動の促進

地域の人々が主体となったコミュニティづくりをめざし、各種団体の自主的活動を助長するとともに、団体間の連携、交流の促進に対する支援を検討するなど、活性化の促進に努めます。

基本 計画

② ボランティア活動の促進

各種団体が自主的、自発的に各種ボランティアを実施しているほか、学校と地域相互の活動も始めており、これらの活動を積極的に促進します。

また、新たなボランティアの参加を促進するため、幅広く参加してもらえるような募集案内、ボランティア活動の内容などを検討し、活動の促進に努めます。

③ 環境保全活動の推進

貴重な自然を保全し、緑あふれる快適な生活環境を確保するため、花いっぱい運動をはじめとして、各種団体により環境美化、環境保全活動が実施されています。今後とも、環境教育、自然保護教育など関係機関との連携を図りながら、環境保全活動を推進します。

④ 国際交流の推進

中学生・高校生を対象として、オーストラリアでのホームステイ事業及びセブ島での語学研修を実施しています。それぞれの実施方法について、引き続き調査研究を行いながら事業の継続に努めます。

また、諸外国の文化・歴史に関する学習機会の充実に努めるとともに、経済・文化・スポーツ等を通じて、外国人との友好的な異文化交流を推進します。

2

芸術・文化の振興

芸術・文化は、豊かな人間性や創造力、感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、他者の感じ方を知り、自らの感じ方を表現することで、相互理解を促進し、共に生きる社会の基盤をつくるものです。

身近に芸術・文化に触れることができ、また町民自身が作品・表現を発表できる場を設けるとともに、長い間培われてきた歴史・芸術・文化の継承を促進します。

(1) 芸術・文化活動の促進

① 地域文化活動の促進

個性と魅力ある文化を創造し、町民が文化にふれあい、文化に親しむ環境づくりを進め、暮らしの中に文化を定着させていくことが必要です。

このため、和木町文化協会と連携し、和木美術館等を活用しながら優れた文化にふれあう機会や身近な文化活動の充実に努めるとともに、町民の文化意識を高め、地域の文化を担う人材や団体の育成、文化交流を進めます。

② 活動拠点の維持・整備

和木美術館、和木町文化会館などを有効に活用し、町民が芸術文化にふれあう機会を提供するとともに、町民自らの学習発表や、町外で活動している優れた団体や個人の発表の場を提供することにより、地域文化活動の活性化を図ります。

また、学習機会の拡充、伝統芸能の継承、趣味・教養講座の充実等により、日常生活の中で、文化活動に親しめる機運を醸成することにより、地域文化のさらなる向上に努めます。

基本 計画

(2) 文化の維持・継承

① 文化財の保護・活用

地域の歴史についての関心を深めるとともに、来場者により喜んでいただけるよう、歴史資料館の運営方法を検討します。

町内の文化財や歴史資産の保存に努めるとともに、公開展示等の推進や文化財愛護精神の啓発を行います。

また、これらの資産をウォーキングコースの設定や学習機会の提供などに積極的に活用し、町民の生活に生かす取組を進めます。

② 伝統文化の継承

地域の伝統行事や祭事等の継承に向け、後継者の育成や地域の活動等を支援します。また、映像記録などの作成、保存など、伝承保存のための資料作成に努めます。

3

スポーツの振興

2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、競技スポーツの向上に全国的に力が入れられています。こうした面に加えて、スポーツは青少年の健全育成や心身ともに健康を保持すること、人と人との交流を促進することなどさまざまな役割を果たすものであり、子どもから大人まで、だれもが気軽にスポーツと関われる環境の整備が求められます。

そのため、総合型地域スポーツクラブの普及に向けた支援やスポーツイベントの開催など、幅広い施策を展開していきます。

(1) 運動環境の整備

① スポーツ施設の維持・整備

体育センターなどのスポーツ施設の維持・整備を推進するとともに、学校の体育館などを活用するなど、町民がスポーツに親しむ機会を増やします。

② 小瀬川周辺の活用

国道2号の栄橋の架け替えなどと合わせ、小瀬川周辺ウォーキングコースの一層の充実を図るなど、大竹市と連携しながら体力・健康づくりエリアとして整備します。

(2) スポーツ活動の促進

① 生涯スポーツの振興

一人でも多くの町民が生涯にわたってスポーツとの関わりを持ち、健康で明るい生活を送ることができるよう、また、気軽にスポーツに取り組めるよう環境の整備・充実に努めます。

② 総合型地域スポーツクラブの普及・促進

和木町スポーツ推進委員協議会と和木町体育協会が中心となり、町民が主体的に運営するスポーツの振興のための和木町総合型地域スポーツクラブが設立されています。町民が気軽にスポーツに親しむことのできるよう、参加者の増加のための普及啓発や活動支援などを推進します。

学校教育の充実

本町では、保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ1つずつとなっており、平成23年度に立ち上げられた和木町地域協育ネットの活用を進めながら、保・幼・小・中の連携を強化しています。

また、小学校・中学校においてはコミュニティスクールを導入し、和木町の子どもは地域で育てるという認識のもと学校づくりが推進されています。

一方、単独世帯や女性の社会進出などの社会状況により、保護者が子どもとゆっくり過ごすことができる環境や家庭教育の力が失われつつあることが懸念されています。

今後も学校教育への地域の参画促進や保護者の意識の高揚を図りつつ、子どもの心の教育や人権教育、情報教育、青少年の健全育成等において特色ある学校教育をめざします。

(1) 幼児教育と保育の一体化の推進

① 認定こども園開設による教育と保育の一体化

平成27年4月に「子ども子育て支援法」が施行され、教育と保育を一体的に行う「認定こども園」の普及が図られるようになったことに伴い、新たに和木保育所、和木幼稚園を建替える際に「認定こども園」に移行し、総合的な子育て支援施設として一体的に整備します。

また、施設における教育及び保育の充実のため保育教諭等の人材確保に努めます。

② 豊かなふれあい教育活動の推進

遊びを通して、人や物を思いやるやさしさや温かい心を育むとともに、思い切り体を動かすことにより心身ともにたくましい幼児の育成に努めます。園庭や遊具の工夫等により、子どもたちがより創造性に富んだ遊びなどができる環境づくりを検討します。

③ 家庭・地域との連携による教育の推進

幼児一人ひとりが集団生活を通して、豊かな心や感性を育む情操教育を推進するとともに、家庭・地域と連携をとりながら、就学前幼児教育を推進します。

(2) 小・中学校教育の充実

① コミュニティスクールの推進

学校・家庭・地域が一体となって、地域の子どもたちを育む学校づくりを進めるため、学校運営協議会を設置しています。

学校だけでなく、周辺の地域が学校を支援し、地域が一体となって子どもの育成や学校での子どもの安全確保が図られる環境をつくるため、地域と学校との関わりを強化していきます。

② 特色ある学校づくりの推進

生涯学習の観点から、教職員を含む学校機能を地域に開放します。

また、学校評議員の積極的な活用により、開放的で特色のある学校づくりを推進します。

③ 保・幼・小・中の連携による教育の推進

まちが一体となった教育を推進するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校間の連携及び中学校と近隣の高等学校間の連携・交流を強化します。

④ 一人ひとりの特徴・可能性を生かす学習指導の推進

問題解決的な学習を取り入れた「わきっこ学習」に取り組むことにより、授業改善を行い、学力向上につなげるように努めます。

また、一人ひとりの良さを十分発揮し合い、自主的で創造的な活動に取り組むなど、可能性を生かす学習指導を推進します。

基本 計画

(3) 健全な青少年の育成支援

① 家庭教育支援の充実

母子保健推進協議会及び保健相談センターを主体として、子育てにかかわる団体ボランティアによって運営される「すくすくフェスタ」や、小学校の1日入学に合わせて「就学時子育て支援講座」を開催しており、乳幼児の家庭教育に取り組んでいます。

子育ての不安解消や家庭教育にかかる相談体制の充実など、家庭教育の支援を進めるため、各部署、関係団体等が連携した総合的な施策の充実を図ります。

② 青少年の健全育成

青少年問題協議会、和木地区生徒指導推進協議会などとの連携のもと、青少年の課題について関係者間で情報共有し、対策を協議していますが、インターネットや各種情報機器の普及により、目に見えない社会での問題も増加しています。

学校、地域相互に顔の見える関係の構築に向け、児童及び生徒の地域活動への参加を推進することなどにより、町全体で青少年の健全育成に取り組んでいきます。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、必要な支援及び情報提供を行うとともに、学校や家庭との連携を深めていきます。

③ 教育環境の整備充実

学校教育水準の維持・向上を図るため、建替えにより耐震化の完了した小・中学校に引き続き、和木幼稚園の建替えに取り組み、学習活動にふさわしい環境の確保、町域の中核に位置する文教地区の整備に努めます。

また、教育活動を円滑に行うための人的・物的条件の整備についても検討します。

④ 心の教育の推進

幼・小・中が連携したあいさつ運動などを通じて、心身の調和のとれた豊かな心の育成を図るとともに、町民の理解と連携のもと人とふれあう機会を増やし、豊かな心の教育を推進します。

⑤ いじめの防止

和木町いじめ防止基本方針に基づき、「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもち、未然防止・早期発見に全力を注ぐ体制構築に努めます。

また、いじめ・問題行動・不登校など、子どもたち一人ひとりの悩みや不安などを受け止め、支援するために、生徒指導や相談支援体制を整えるとともに、保護者や児童・生徒、教職員からの相談を受け付ける体制の充実を図ります。

⑥ 教育の情報化の推進

情報化の進展に適切に対応していくため、県内随一のICT環境を整え、情報教育に取り組んでいます。ICT教育先進地として教育内容やインターネットの健全活用に向けた教育など、環境を生かした指導内容の研修を進め、情報社会に対応できる人材の育成を図ります。

(4) 教職員の資質の向上

① 教職員研修の充実

時代や地域社会に対応しうる柔軟性のある教職員を養成するため、大学教授を招へいし、年間6回の小学校・中学校合同研修会を開催するなど、資質の向上をめざした適切な研修を実施します。

② 保・幼・小・中連携による研修の充実

各学校の課題を踏まえ、合同研修会や交換授業の実施などにより、保・幼・小・中の連携のもと、和木町の子どもを育てるというスタンスの職員研修の充実に努めます。

また、コミュニティスクールの導入により、地域と協力して学校運営を進めるため、教職員と地域が連携した教育の推進を図ります。

第8章

計画の実現に向けた 取組の推進

地方自治体の行政運営では、全国一律で中央集権的な仕組みから地方分権への展開が図られています。今後は、地域のことは地域で行いながら、まちの特徴や個性を活かした地域づくり、自立した行政運営ができる体制づくりが求められています。

今後も優先度や実行性を考慮しながら計画的に行政運営を行うとともに、行政のみならず、町民参加や官民協力によるまちづくりを進めながら、行政のより一層の効率化と健全な財政運営に努めていく必要があります。

1

広報・広聴活動の充実

将来像や基本目標を達成するためには、まちづくりの主役である町民の意見を広く吸い上げるとともに、町民と行政の適切な役割分担のもとで開かれた行政運営を推進する必要があります。

本町では、町の将来像や基本目標の達成に向け、町内自治会長の参加による行政懇談会や、各種団体の意見を聴く場として「意見交換会」を開催してきました。さらに、広報わきや町ホームページを活用した情報発信も行ってきました。

引き続き、まちづくりへの町民参加を積極的に推進するとともに、広報・広聴活動を充実させることにより、行政と町民が共に創るまちづくりを積極的に展開します。

(1) 町民参加の意識啓発

各地区の自治会長の参加による行政懇談会や、町内各種団体との「意見交換会」を開催しています。行政主体でなく、町民主体のまちづくりを進めるため、あらゆる団体や町民からの声を聞き、行政に反映していくため、町民参加の意識啓発に努めます。

（２）町民本位の役場づくり

町民サービスに必要なマニュアルを定め、その継続的改善と効果的な適用による町民満足度の向上を目的として、PDCAマネジメントサイクルシステムを活用した町政運営を進めています。

町民が気軽に立ち寄り、町民から信頼される役場を実現するため、迅速な事務処理、親切であたたかい対応など、行政サービスの向上に努めます。

（３）広報活動の充実

親しみやすく内容の充実した広報紙づくりを進めるとともに、ケーブルテレビやインターネット、ホームページ、町勢要覧などを活用した行政情報や地域情報の提供に努めます。また、ふるさと納税の充実、和木町パンフレットの発行、SNSの活用など町外に向けての広報の推進を図ります。

（４）広聴機能の強化

町政やまちづくりに対する提言・要望を的確に把握し、行政施策に反映させるため、行政懇談会、意見交換会、各種相談会、座談会、提言箱の設置など、町民との対話の機会を充実するとともに、町民と行政の双方向からの意見交換ができる仕組みづくりに努めます。

安定した行財政運営の推進

人口減少・少子高齢化の進展、町民のライフスタイルの多様化などにより、町民のニーズは多様化・複雑化してきています。

こうした状況に対応するためには、中・長期的な展望を持ちながら、町民にとって真に必要な行政サービスを提供するとともに、各種団体や民間事業者等と連携しながら効率的な行政運営を行うことが大切です。

このため、中・長期的、総合的な施策を展開するにあたっては、町民の十分な理解と協力を得るとともに、事務の効率化や職員の政策立案能力の向上など、効率的・効果的な行政の推進に努めます。

さらに、各種事業の見直しやさらなる財政の健全化を進めていくとともに、中・長期的な計画に基づく財政運営を進めていきます。

(1) 計画的・自立的行政の推進

① 中・長期的、総合的な施策展開

多様化・複雑化する行政ニーズに適切に対応するため、時代の流れや町民の意向を的確にとらえるとともに、中・長期的、総合的な視点に立って計画的な施策展開を図ります。

② 効率的行政組織の確立

町民サービスのマニュアル化を推進し、作業の効率化と町民への安定したサービスの提供に努めます。

また、ICT技術の発展とともに行政サービスの電算化、ネットワーク化が加速しており、これらに対応したシステムの設置、運営を推進するとともに、情報セキュリティなどの技術の導入を図ります。

③ 職員の資質向上

地方創生により地域の特色を生かした独自のまちづくりが求められる中、自立的な行政運営を可能にするためには、職員の資質の向上に努める必要があります。

このため、町独自での研修及び国、県が実施する研修会に積極的に参加し、職員一人ひとりの自己研鑽意識の啓発などによって、問題提案・解決力やコミュニケーション力、政策形成・立案能力や、法制執務などの専門知識について、高度な能力の人材育成に努めます。

(2) 効率的・効果的な財政運営の確立

① 計画的な財政運営

本計画の施策方針を踏まえ、中・長期的な財政計画を策定するとともに、毎年、そのローリングを行い、計画的な財政の運営に努めます。

近年、公共施設等の老朽化に伴い、突発的な改修費用等が発生する事例があることや、災害時の対応などへの支出を確保することもあることから、公共施設等総合管理計画や、施設ごとの長寿命化計画に基づく計画的な対応を図るとともに、優先順位を考慮した財政運営を図ります。

② 計画的な事業執行

大規模事業については、財源の確保を行ったうえで、事業実施期間の重複を避け、計画的な事業の執行を図ります。

③ 財政基盤の充実

産業振興や人口定住策を推進することにより、自主財源の充実に努めるとともに、財源の有効活用や各種の交付税、補助金等の計画的な導入等によって、財政基盤の充実に努めます。

広域行政の推進

道路網の整備によるアクセスの向上やライフスタイルの多様化等に伴って、市民の生活行動はますます広域化し、行政ニーズも広域化してきています。今後は行政区域を越えた課題も出てくることが予想されることから、関係自治体との連携強化を図っていくことが重要です。

このため、岩国市や大竹市との連携はもとより、広島広域圏も含めた事業を推進するなど、広域連携のさらなる推進を図ります。

(1) 岩国市や大竹市との連携の強化

広域的な行政ニーズに対応するため、岩国市や大竹市の実施する事業との調整を図るとともに、新たな事業やイベント等について、広域的な連携のもとで参加・協力を努めます。

(2) 広域連携事業の推進

平成31年度に予定されている岩国市との新ごみ焼却施設の共同事業の推進など、新たな事業などの広域連携を進め、市民サービスの向上に向けた共同事業を推進します。

その他の共同事業等についても、国・県や他の自治体の動向等にも注視しながら、広域共同事業の推進に努めるとともに、一部事務組合のあり方についての調査・研究を推進します。

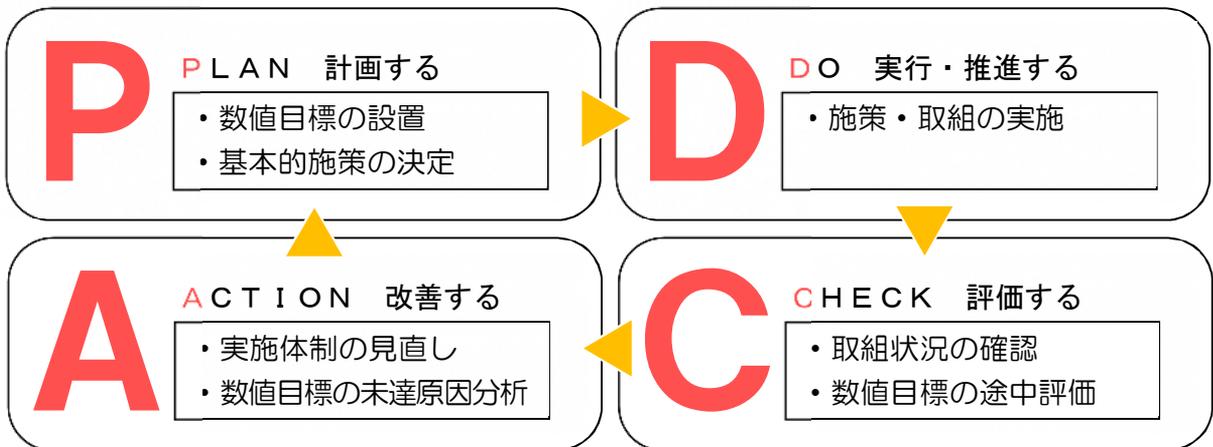
4

計画の推進と評価・点検

本計画の推進にあたっては、成果を重視した進行管理を行うため、行政評価システムを導入することにより、施策や事業を成果の観点から評価・検証し、継続的な見直しや改善に取り組みます。

また、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確立し、行政経営の質の向上、効率的・持続的な循環をめざします。

◆行政マネジメントサイクルのイメージ



資料編

1 用語解説

— A —

A L T

外国語指導助手（Assistant Language Teacher）の略で、小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する人のこと。

— C —

C A T V

ケーブル（通信線）を使って番組を送信するテレビ放送のこと。ケーブルテレビ。

— I —

I C T

情報処理・情報通信分野に関連する技術の総称。情報通信技術。

— J —

J E Tプログラム

外国の青年を招致し、地域レベルの国際交流の進展や語学教育の充実を図ることを目的とした世界最大規模の人的交流プログラムのこと。

— L —

L E D

発光ダイオード（Light Emitting Diode）の略で、電気を流すと発光する半導体の一種。

— N —

N P O

営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉やまちづくり等の社会貢献活動を行う民間組織の総称。

— P —

P D C A

効率よく業務を行うための理論のことで、Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Action（改善・処置）の頭文字を取ったもの。

P T A

保護者と先生の会（Parent Teacher Association）の略。子どもたちの健やかな育成と教育環境の向上、社会教育及び家庭教育の充実などを目的とした組織。

— S —

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。
インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

— U —

UJIターン

都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。

— あ —

アクセス

交通手段や連絡手段、場所や施設、人への出入りや利用にあたっての利便性を指す。

アドバイザー

助言を行う人のこと。顧問。

— い —

インターネット

コンピュータネットワーク間の相互接続を行うことにより実現されるネットワーク。近年は携帯電話やポータブルデバイスなど、さまざまな情報機器がネットワークにつながっている。

インフラ

インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。住民生活の基盤となる施設。学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話などを指す。

— き —

キャリアアップ

専門技能などを身につけ、経験を積むこと。

協働

同じ目的の達成に向けて協力して活動すること。

— く —

グリーンツーリズム

農山漁村余暇法において「農村滞在型余暇活動」を「主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動」とされ、都市と農山漁村との住民どうしの交流を図る取組。

グローバル

地球規模の動き、現象。国際感覚を取り入れた動き。

ーけー

ケーブルテレビ

メタルケーブルや光ケーブルを用い、テレビ放送などを直接受信器に届ける放送形態。特定の地域に限ったきめの細かい放送が行われている。

健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間。

ーこー

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを生むのかを推計した値。

コスト

生産や取引、サービスなどの活動に伴って発生する費用。

コミュニティ

よりよい地域をつくるために活動する住民相互のつながりや集まりのこと。

コミュニティスクール

地域の住民や保護者が学校運営協議会の委員になり、学校の運営方針を承認したり、教員の任用に意見を述べたりする仕組みのこと。

コンパクト化

国土空間利用における人口・諸機能の集約化のこと。人口の減少を見通したうえで集落の再編、市街地の維持・集約、都市の外延化の抑制等の施策を総合的に実施する。

ーさー

サロン

地域で高齢者や障害者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場のこと。

ーしー

情報通信技術（ICT）

ICTを参照。

ーたー

第一次産業

産業を3部門に分類した場合の一区分で、農業、林業、漁業などの産業をいう。

第二次産業

産業を3部門に分類した場合の一区分で、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業などの産業をいう。

第三次産業

産業を3部門に分類した場合の一区分で、商業、運輸、通信、金融、公務、サービス業などの産業をいう。

タイアップ

結びつける (tie up) ことから、一般的には協力・提携関係をつくり、お互いに利益を共有できる関係を築くこと。

団塊の世代

昭和22年から24年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

—ち—

地域協育ネット

幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、概ね中学校区を一まとまりとした仕組。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。

地方創生

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

—て—

データバンク化

現存するさまざまな情報を収集、蓄積して検索、参照、更新などを行い、サービスに活用する仕組を構築すること。

データベース化

現存するさまざまな情報を蓄積し、情報を監視する仕組を構築すること。

デジタル化

紙や写真の文書、帳票、図面などをデジタル信号に変換して記録することで、データ活用の効率化を図ること。

ーはー

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

バリアフリー

障害者や高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加するうえで支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

ーふー

フレックスタイム

一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。

ーへー

平均寿命

死因にかかわらず生まれてから死ぬまでの期間。一般には0歳児の平均余命のこと。

ヘリフォワードベース

災害時の救助活動等に出勤するヘリコプターの前線基地となる離着陸施設。

ーみー

民生委員・児童委員

民生委員は、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々を指す。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方々を指す。

ーゆー

ユニバーサルデザイン

障害の有無にかかわらず、はじめからすべての人にとって使いやすいように意図してつくられた施設や情報、生活環境のデザインのこと。

ーらー

ライフスタイル

生活の様式のこと。

ライフステージ

人間の一生において、出生から就学、就職、子育てなど年齢に伴って変化する生活段階のこと。

ーりー

リサイクル

ごみとなったものを原材料まで戻して、再び使用すること。

リスク

危険に遭う可能性や損をする可能性のこと。

ーれー

レクリエーション

主に休息や娯楽として行われる楽しみの活動。

ーろー

ローリング

中・長期の計画を策定する方法のひとつで、毎年環境変化を考慮して計画の見直しや必要な改訂を行うこと。

ーわー

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭や地域生活などとの調和をとり、その両方を充実させる生き方。仕事と生活の調和。

2 アンケート調査票

(1) 一般町民アンケート調査

和木町第5次総合計画策定のための 町民アンケートのお願い

日頃より町政の推進にご協力いただきありがとうございます。

和木町では、平成17年に「緑の風薫る文化のまち和木町」を将来像とする、和木町第4次総合計画（目標年度：平成27年度）を策定し、施策の推進に努めておりますが、このたび、新たな時代の潮流に対応するため、和木町第5次総合計画の策定に着手することいたしました。

このアンケートは、町民の皆さまのご意見を総合計画の策定に反映し、住みよい和木町の実現をめざすために行うものです。

ぜひ、あなたの和木町についての日頃のお考えをお聞かせください。

お忙しいことは存じますが、アンケートの趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成26年11月

和木町長 米本正明

- このアンケートは、20歳以上の町民の中から無作為に1,500人の方々を選び、郵送でアンケート調査票をお送りしています。
- このアンケートには、ご本人による記入が難しい場合を除き、封筒のあて名の方がご自身でご記入ください。
- 回答内容は、統計的に処理し、調査の目的以外に利用することはありません。
- アンケート結果の概要は、後日、町ホームページなどを通じてお知らせします。
- ご記入いただいたアンケート調査票は、無記名のまま、**12月11日(木)まで**に同封の返信用封筒に入れてお送りください。（切手を貼る必要はありません。）

【お問い合わせ先】

このアンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

和木町 企画総務課

電話 : 0827-52-2136

ファックス : 0827-52-5313

現在の和木町についておたずねします。

問1 (すべての方へ) あなたは、現在の和木町をどのように感じていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 住み良いまち
2. どちらかというに住み良いまち
3. どちらかというに住みにくいまち
4. 住みにくいまち

問2 問1で「1. 住み良いまち」「2. どちらかというに住み良いまち」と答えられた方におたずねします。主な理由を3つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 自然が多いから | 8. 地価や物価が安いから |
| 2. 人情が厚いから | 9. 町民サービスが整っているから |
| 3. 歴史や文化が豊かだから | 10. 通勤・通学や買い物が便利だから |
| 4. 活気があるから | 11. 教育環境が良いから |
| 5. 落ち着いているから | 12. まちのイメージが良いから |
| 6. 気候が良いから | 13. 何となく |
| 7. 安全だから | 14. その他(具体的に:) |

問3 問1で「3. どちらかというに住みにくいまち」「4. 住みにくいまち」と答えられた方におたずねします。主な理由を3つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 自然が少ないから | 8. 地価や物価が高いから |
| 2. 人情が薄いから | 9. 町民サービスが不十分だから |
| 3. 歴史や文化が少ないから | 10. 通勤・通学や買い物に不便だから |
| 4. 活気がないから | 11. 教育環境が良くないから |
| 5. ざわざわしているから | 12. まちのイメージが良くないから |
| 6. 気候が合わないから | 13. 何となく |
| 7. 安全でないから | 14. その他(具体的に:) |

問4 (すべての方へ) あなたは、和木町を知り合いに紹介するとき、PRしたいこと(特産品、観光資源、住民気質、風土等)は何ですか。ご自由にお書きください。

【特産品、観光資源、住民気質、風土等】

和木町の取り組みについておうかがいします。

問5-1 (すべての方へ) 次あげる項目について、①現在の生活の中でどの程度満足していますか。また、②将来に向けて重要な項目だと思いますか。③5年前と比べて良くなりましたか。1から34のそれぞれについて、お考えに近い番号に○をつけてください。(※③は5年以上前から居住されている方のみお答えください。)

	①現在の満足度					②今後の重要度			③5年前との比較			
	満 足	やや 満足	普 通	やや 不満	不 満	大 変 重 要	や や 重 要	重 要 で な い	良 く な っ た	変 化 な し	悪 く な っ た	
記入例	1	2	③	4	5	1	②	3	1	②	3	
健康・福祉について	1. 高齢者・障害者(児)にとっての暮らしやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	2. 児童に対する福祉や子育てのしやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	3. スポーツなど健康づくりの場や機会	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	4. 1～3を含めたまち全体の「健康・福祉」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
教育・文化について	5. 生涯学習の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	6. 文化・芸術活動などの活性化	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	7. 小・中学校や幼稚園の教育環境	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	8. 5～7を含めたまち全体の「教育・文化」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
自然や環境への配慮について	9. リサイクル施策や自然保護など環境へのやさしさ	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	10. 町並み・自然・歴史などの美しさ	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	11. 騒音・悪臭などの少なさ	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	12. 9～11を含めたまち全体の「自然や環境への配慮」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
安全・安心について	13. 防災	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	14. 防犯	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	15. 交通安全	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	16. 消防・救急	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	17. 13～16を含めたまち全体の「安全・安心」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
産業の活性化について	18. 商業地などのにぎわい	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	19. 日常的なレジャーや娯楽などの環境	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	20. 身近な場での働きやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	21. 18～20を含めたまち全体の「産業の活性化」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

		①現在の満足度					②今後の重要度			③5年前との比較		
		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	大変重要	やや重要	重要でない	良くなった	変化なし	悪くなった
都市基盤の整備について	22. バス・JRなどの公共交通	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	23. 道路や橋などの交通網	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	24. 公園や緑地などの環境	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	25. 上下水道及び水路	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	26. 22～25を含めたまち全体の「都市基盤の整備」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
人権について	27. 人権の尊重と平和意識の高揚	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	28. 男女共同参画の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	29. 27・28を含めたまち全体の「人権」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
協働・コミュニティについて	30. 町民参加の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	31. 行政と住民の協働の取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	32. 地域コミュニティの活動	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	33. 30～32を含めたまち全体の「協働※・コミュニティ」	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3
	34. 町全体として	1	2	3	4	5	/	/	/	1	2	3

※「協働」とは、町民・企業・行政等立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのことを言います。

問5-2 問5-1で、「4. やや不満」「5. 不満」と答えられた方におたずねします。特に不満を感じられている項目の番号を3つまで選んで、それぞれについて不満を感じる理由を記入してください。

【項目の番号】	左の項目が「4. やや不満」「5. 不満」と思う理由

問5-3 (すべての方へ) 問5-1以外に、「不満」を感じる事柄があればお書きください。

問5-1以外に不満を感じる事柄	左の事柄が不満と思う理由

問7-3 (すべての方へ) あなたは、これからも和木町に住みつづけたいと思いますか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| 1. ずっと今の場所で住みつづけたい | } → 1～4を
選んだ方は
問7-4へ |
| 2. 和木町内で転居したい | |
| 3. 「1」「2」のどちらともいえないが和木町には住みつづけたい | |
| 4. 特に住みつづけたいわけではないが、今のところ住みつづけるつもり | |
| 5. いずれ町外に移りたい(移りたいまち・地域名:) | } → 5、6を
選んだ方は
問8へ |
| 6. すぐに町外に移りたい(移りたいまち・地域名:) | |
| 7. 何ともいえない →問10へ | |

問7-4 問7-3で『住みつづけたい』と答えられた方におたずねします。住みつづけた理由を3つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 生まれ育ったまちだから | 9. 買い物が便利だから |
| 2. 住み慣れたまちだから | 10. 通勤・通学に便利だから |
| 3. 親せきや知人がいるから | 11. 医療環境が良いから |
| 4. 近所づきあいがしやすいから | 12. レジャー・娯楽施設があるから |
| 5. 自然環境が良いから | 13. 福祉施設が整っているから |
| 6. 田舎の良さが残っているから | 14. 働く場所として適当だから |
| 7. 魅力ある歴史・文化があるから | 15. 今後発展すると思うから |
| 8. 教育環境が良いから | 16. その他() |

問8 問7-3で「5. いずれ町外に移りたい」「6. すぐに町外に移りたい」と答えられた方におたずねします。町外に移りたい理由を2つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | |
|----------------------------|
| 1. 町内で住みかえたいが、希望に合う住宅がないから |
| 2. 転勤等仕事の関係で |
| 3. 生活環境が悪いから |
| 4. 人間関係が良くないから |
| 5. 買い物など日常生活に不便だから |
| 6. 通勤・通学に不便だから |
| 7. 子どもの教育の関係で |
| 8. その他(具体的に:) |

問9 (すべての方へ) これからも和木町に住みつづけるためには、どのようなことが必要だと思いますか。2つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | |
|------------------------------|
| 1. 一戸建てや賃貸住宅など、ニーズにあった住環境の充実 |
| 2. 町内で働ける場所の充実 |
| 3. 身近な緑など自然環境の充実 |
| 4. 歴史・文化を感じられる地域づくりの充実 |
| 5. 隣近所など地域との良好な人間関係 |
| 6. 買い物などの日常生活の便利さの充実 |
| 7. 通勤・通学などの交通環境の充実 |
| 8. 子育て環境の充実 |
| 9. その他(具体的に:) |

災害・減災意識についておたずねします。

問10-1 (すべての方へ) あなたは災害があった場合の備えや避難場所の確認など、危機管理意識を持っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 持っている | 3. あまり持っていない |
| 2. 少しは持っている | 4. 持っていない |

問10-2 (すべての方へ) お住まいの近隣に、災害避難などで援護が必要な人が暮らしているか知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問10-3 (すべての方へ) あなたは地域や町の防災訓練に参加したことがありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------|--------|-----------------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. 参加したいとは思っている |
|-------|--------|-----------------|

地域活動への参加について

問11 (すべての方へ) あなたはこの1年で、町内の「地域やまちづくりの活動」※にどの程度参加されましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

※「地域やまちづくりの活動」とは、自治会、町内会、PTA、教育、青少年育成、環境、美化、福祉など、有償・無償を問わず、幅広い活動のことを言います。

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 週に2~3回以上 | 4. 年に数回程度 |
| 2. 週に1回程度 | 5. 年に1回程度 |
| 3. 月に1回程度 | 6. 参加していない |

問 16 (すべての方へ) 協働を進めるために必要なことは何ですか。2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 町民が参加しやすいイベント等の開催や機会の提供
2. 活動団体の紹介などわかりやすい情報提供
3. 行政からの経済的な支援
4. 職員が積極的に共に活動する機会の創出
5. 活動団体間の調整やコーディネート機能の充実
6. 研修会や学習会の開催
7. 活動の拠点となる施設等の整備
8. 活動のリーダーとなる人材の育成
9. その他 ()

問 17 (すべての方へ) 次のうち協働により進めるべきと思うものについて、あてはまるもの2つまで選んで○をつけてください。

1. 地域の道路や街路樹の管理 (枝払い・草刈り・側溝清掃など)
2. 地域の公園の管理 (公園内の草取り・清掃・植栽の管理など)
3. 環境保全活動 (自然環境保護、ごみの減量化・リサイクルの推進など)
4. 地域の文化財の管理・活用 (史跡や建造物等文化財の管理・説明など)
5. 高齢者の生活支援 (ひとり暮らし高齢者の見守り・声かけなど)
6. 健康づくり活動 (地域での健康づくり教室や勉強会の開催など)
7. 地域での子育て支援 (子どもへの声かけや見守り・育児支援など)
8. 防災活動 (災害に備えた地域での自主的な防災組織の活動や防災訓練など)
9. 地域の公共施設の管理 (集会所等の利用者受付・清掃・管理など)

これからの和木町のまちづくりについて

【福祉】

問 18 (すべての方へ) あなたは、福祉を充実させるためには、今後どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。次の中からあてはまるもの2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 高齢者や障害者(児)が入所(入居)できる施設の整備
2. 高齢者や障害者(児)の日中活動の場の充実
3. 高齢者や障害者(児)などが生活しやすいバリアフリー化の推進
4. 地域全体で高齢者や障害者(児)などを支える仕組みづくりの整備
5. 福祉制度など経済面での生活支援の充実
6. 元気な高齢者の働く場の確保や障害者(児)が自立できる就労支援策の充実
7. その他(具体的に:)

【子育て環境】

問 19 (すべての方へ) あなたは、子育て環境を充実するためにはどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 子育て家庭に対する経済的支援の充実
2. 保育所及び幼稚園定員の拡充
3. 子育て相談や情報提供など子育て支援サービスの充実
4. 子どもの遊び場の整備
5. 保護者同士の交流や仲間づくりのための機会の充実
6. いざという時に子どもを預けられる保育サービスの実施
7. その他(具体的に:)

【健康づくり】

問 20 (すべての方へ) あなたは、健康づくりを充実させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 妊婦や乳幼児に対する健康診査など母子保健事業の充実
2. 成人病検診やがん検診の充実
3. 健康相談・健康教室・保健師などの訪問活動の充実
4. 救急・休日・夜間・往診など医療の充実
5. スポーツ施設の設置(スポーツジム、プール等)などによる健康づくり・体力づくりの推進
6. 町民が主体となった地域での健康づくりの推進
7. その他(具体的に:)

【教育】

問 21 (すべての方へ) あなたは、教育を充実させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. あいさつ運動の推進
2. 社会のルールや命の大切さを学ぶ心の教育の推進
3. 体験学習活動を通じた地域の人たちとの交流
4. 家庭・地域・学校が連携した地域社会における教育力向上の推進
5. 不登校やいじめなどに対応した教育の推進
6. 学校内や通学路における子どもの安全対策の強化や安全教育の充実
7. 多様なニーズに対応した生涯学習(図書館含む)の活動ができる機会の確保
8. 生涯学習活動の推進のための指導者の育成
9. 文化・芸術活動や国際交流活動の推進
10. その他(具体的に:)

【環境】

問 22 (すべての方へ) あなたは、環境をよくするためには、どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 電気・ガス・ガソリンなどエネルギー利用の抑制
2. 太陽光発電や緑化推進などに対する助成の充実
3. 身近な緑などの自然環境の保全
4. 公園や緑地などの整備・保全
5. 町並みなどの景観の保全
6. 資源ごみの分別などによるリサイクルの推進
7. マイバッグ利用や簡易包装などによるごみの発生抑制
8. いろいろな環境問題に取り組む町民活動への支援の充実
9. 職員、全町民をあげた環境に対する意識改革
10. その他（具体的に：)

【防犯】

問 23 (すべての方へ) あなたは、防犯に対する取り組みとして、どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 防犯講座などの啓発活動の充実
2. 自主防犯組織の結成促進
3. 地域における見まわりや声掛けなど、防犯対策の充実
4. 防犯灯や防犯カメラの設置など、防犯環境の充実
5. 警察・行政・町民・企業・地域等による情報共有など、関連機関・団体の連携促進
6. その他（具体的に：)

【防災】

問 24-1 (すべての方へ) あなたは、防災に対する取り組みとして、どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 避難訓練や防災講座などの啓発活動の充実
2. 自主防災組織の活動促進
3. 耐震診断や改修などの補助制度や施設の耐震化の充実
4. 防災資機材の備蓄・整備の充実
5. 災害時における連絡体制の充実
6. 避難所の整備や防犯カメラの設置など、防災環境の充実
7. 消防、警察、気象台、行政、町民、地域等による情報共有など、関連機関・団体の連携促進
8. その他（具体的に：)

問 24-2 (すべての方へ) 問 24-1 以外に、防災に対する取り組みとして、特に重要と思われる事柄があれば、できるだけ具体的にお書きください。

【問 24-1 以外に、特に重要な事柄】

【産業振興】

問 25 (すべての方へ) あなたは、産業振興・活性化のためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 駅周辺などにぎわいを生む商店の活性化
2. 企業や研究機関などの誘致
3. 新たな産業の育成・支援
4. 地場産業など町内企業の育成・支援
5. 安定した農林業経営のための支援
6. 農林産物の特産品化
7. 農商工の連携による新たな地域ブランドの開発
8. 歴史・文化・自然などを生かし、交流人口の増加による観光振興
9. その他（具体的に：)

【交通】

問 26 (すべての方へ) あなたは、交通の整備を充実させるためには、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 周辺自治体や主要施設とつながる幹線道路の整備
2. 駅へのアクセスなど、町域内の道路・歩道の整備
3. バス路線網の整備
4. 駅前の駐車場や駐輪場の整備など、公共交通機関への乗り継ぎの促進
5. 渋滞緩和や違法駐車対策の充実
6. その他（具体的に：)

【人権】

問 27 (すべての方へ) あなたは、人権問題を解決するためには、今後どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

- 1. 人権問題について学ぶ講座やセミナーの開催
- 2. 学校教育における人権教育の充実
- 3. 人権に関する相談の強化
- 4. 人権侵害被害者への救済
- 5. 広報やパンフレットの作成などによる人権啓発の推進
- 6. その他(具体的に:)

【町民意見の反映】

問 28 (すべての方へ) あなたは、現在の町政に町民の意向がどの程度反映されていると考えていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1. 十分反映されている
- 2. ある程度反映されている
- 3. あまり反映されていない
- 4. まったく反映されていない

問 29 (すべての方へ) あなたは、できるだけ多くの町民の意向を町政に反映させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

- 1. 町長と対話できる機会の充実
- 2. 町民説明会など、重要事項に関する直接的な対話機会の充実
- 3. 幅広い町民参加の促進
- 4. 審議会などへの町民参加の充実
- 5. アンケート調査の実施
- 6. パブリックコメント※の充実
- 7. 広報紙やホームページなどによる情報提供の機会の充実
- 8. その他(具体的に:)

※「パブリックコメント」とは、公衆の意見。パブリックコメント手続き(制度)とは、行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことを言います。

【行財政改革】

問 30 (すべての方へ) あなたは、効果的かつ効率的な行政サービスを提供するためには、どのような方策が必要だと考えますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 事務・事業を見直し、必要に応じて統合あるいは廃止する
2. 町民ニーズに合わせて町役場の組織をつくり直す
3. 町職員の意識改革や能力開発のための研修を行う
4. 町内の各種団体を対象に出される補助金を、必要に応じて統合あるいは廃止する
5. サービスにより利益を受ける町民に適切な費用を負担してもらう
6. 類似施設の統合・廃止や他施設との複合化をはかる
7. 他市町村との合併や広域連携を進める
8. 必要に応じて業務を民間委託する
9. 町の職員数を見直す
10. 町職員の給与水準を見直す
11. その他（具体的に： _____）

問 31 (すべての方へ) あなたは、和木町が将来どのようなイメージのまちになってほしいと思いますか。お考えに近いものを3つまで選んで、番号に○をつけてください。

1. 高齢者や障害者（児）が安心して暮らせる福祉の充実したまち
2. 保育サービス等が整った子育て環境が充実したまち
3. 保健・医療が整ったいつまでも健康に暮らせるまち
4. 学校教育や生涯学習など、学びの環境が充実したまち
5. 自然・文化・歴史を守り、伝えていくまち
6. 防災・防犯体制が整った安全・安心なまち
7. 商業施設が多くあり、買い物に便利なまち
8. さまざまなニーズに応えられる働く場のあるまち
9. 観光やレクリエーションのために多くの人が訪れるまち
10. 道路網や公共交通などの移動に便利なまち
11. 一人ひとりの人権が尊重される平等なまち
12. 協働や町民主体のまちづくりなどが活発なまち
13. 将来にわたって健全な財政運営を行うまち
14. その他（ _____）

問 32 (すべての方へ) 10 年後の和木町を住みやすいまちにするために、どのようなことが必要だと思いますか。あなたのご意見をご自由にお書きください。

問 33 (すべての方へ) 10 年後、あなたは和木町でどんなことをしたい、もしくは、していきたいと思いませんか。あなたのご意見をご自由にお書きください。

～以上、ご協力ありがとうございました～

ご記入いただいたアンケートは、無記名のまま同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、12月11日(木)までにご投函ください。

(2) 中学生アンケート調査

和木町第5次総合計画策定のための 中学生アンケート



みんなの考えを
和木町の未来に生かそう!



和木町では、現在、みんなが安心して暮らし続けられるまちづくりをめざして、「和木町第5次総合計画」をつくっています。

そこで、将来のまちづくりの主役となる中学生の皆さんに今感じていることや理想のまちがどのようなものかをお聞きし、和木町のこれからのまちづくりに生かしたいと思い、アンケートを実施します。

このアンケートは、和木町に暮らしている中学3年生の皆さんを対象としてお願いしています。

なお、回答いただいた内容は、統計情報としてのみ使わせていただきます。皆さんにご迷惑をかけることはありませんので率直なご意見をお願いします。また、結果は後日まとめたものを配布させていただくほか、和木町の広報紙やホームページに掲載しますので、ぜひご覧ください。

平成26年12月

和木町長 米本 正明

回答にあたって

- このシートには、鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 各質問項目は該当する番号を○で囲むか、具体的に記入してください。
質問文の後に<○はひとつ>、<○は3つまで>というように○の数の指定がありますので、注意してください。
- 記入したアンケートは、担任の先生に提出してください。このアンケートは名前を書かなくてよいため、誰の回答かわかることはありません。思ったままにお答えください。

1. あなたが和木町に対して感じていることについてお聞きします。

問1 あなたは、和木町のことをあまり知らない人に和木町のことを説明するとき、
どんなことを話題にしますか。あるいは、和木町を象徴するものは何だと思
いますか。〈〇は3つまで〉

- 1 わき愛あいフェスティバル
- 2 蜂ヶ峯総合公園
- 3 蜂ヶ峯クロスカントリー大会
- 4 中学生海外派遣事業（ホームステイ）
- 5 JR和木駅
- 6 石油コンビナート
- 7 三井化学秋まつり
- 8 コミュニティセンター
- 9 和木美術館
- 10 新しい小・中学校校舎
- 11 小・中学校のICT化（電子黒板等）
- 12 給食費の無料化
- 13 中学生まで無料の医療費
- 14 その他（具体的に： _____）

問2 あなたは、和木町に何年住んでいますか。〈〇はひとつ〉

- | | | |
|--------|-----------|---------|
| 1 5年未満 | 2 5～10年未満 | 3 10年以上 |
|--------|-----------|---------|

問3 あなたは、これからも和木町に住み続けたいと思いますか。

〈〇はひとつ〉

- | |
|-------------|
| 1 住み続けたい |
| 2 住み続けたくない |
| 3 どちらともいえない |

問4 あなたの身近な生活環境のうち、次の内容についてどのように思いますか。

(町内の状況を考えて教えてください)

<以下の項目ごとに○はひとつ>

	そう思う	やや そう思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない
記 入 例	1	2	3	4
海・川・山などの自然環境が豊か	1	2	3	4
まちが清潔で、町並みが美しい	1	2	3	4
騒音・振動・悪臭などの公害がない	1	2	3	4
医療環境や福祉サービスが充実している	1	2	3	4
保育所など子育て環境が充実している	1	2	3	4
祭りや文化財など伝統文化が豊か	1	2	3	4
日常の買い物などが便利	1	2	3	4
電車・バス・道路など交通が便利	1	2	3	4
道路が安全で通行しやすい	1	2	3	4
小・中学校での教育環境が良い	1	2	3	4
通学が便利	1	2	3	4
レジャー施設が充実している	1	2	3	4
公園や広場などの遊び場が充実している	1	2	3	4
町内会などの地域団体の活動が活発	1	2	3	4
治安が良く、安心して暮らせる	1	2	3	4
和木町は住みやすい	1	2	3	4

2. まちづくりに対する関心についてお聞きします。

問5 和木町では広報紙やホームページなどで、町の制度や行事などの情報を発信しています。あなたなら、どのような方法で町に関する情報を得ようと思いますか。〈〇はいくつでも〉

- 1 町の広報紙や議会だより
- 2 回覧板（町内会などで回しています）
- 3 町役場や和木美術館、学校などの公共施設における掲示
- 4 インターネットのホームページ
- 5 フェイスブックやLINEなどのSNS
- 6 その他（具体的に： _____）

問6 あなたは、日常生活において「和木町がもっとこうなったらいいな」と感じたことがありますか。〈〇はひとつ〉

- 1 ある ⇒よろしければ内容をお書きください
(_____)
- 2 ない
- 3 あったが覚えていない

問7 あなたは、地域の活動や行事に参加していますか、またはしたいですか。
〈以下の項目ごとに〇はひとつ〉

	参加している (したことがある)	参加してみたい (してもよい)	参加したくない
地域の祭りや盆踊りなどの行事への参加	1	2	3
まちの清掃や美化などの環境をよくする活動	1	2	3
交通安全や防犯・防災・災害救助活動	1	2	3
高齢者や障害者へのボランティア活動	1	2	3
子ども会活動や地域でのスポーツ活動	1	2	3
音楽会や美術展など文化・芸術の振興を図る活動	1	2	3
文化財や歴史に関する活動	1	2	3
国際交流に関する活動	1	2	3
その他（具体的に _____）	1	2	3

3. 和木町の将来像や取り組むべきことについてお聞きします。

問8 あなたは、若い人達が和木町に住み続けるために必要なことは何だと思えますか。〈〇は2つまで〉

- 1 若者が働きたくなるさまざまな職場がある
- 2 若者が住みやすい住宅環境が整っている
- 3 遊びや食事・ショッピングに便利で、若者が気軽に集まれる場がある
- 4 近隣住民の交流が盛んで、地域の活動が充実している
- 5 通勤や通学などの交通環境が充実している
- 6 その他（具体的に： ）

問9 あなたは、中学生の声を和木町のまちづくりに生かす方法として、どれが有効だと思えますか。〈〇は2つまで〉

- 1 生徒会と町との意見交換の機会を増やす
- 2 まちづくりや計画づくりへの中学生の参加の機会を増やす
- 3 中学生議会など意見を取り入れる仕組みをつくる
- 4 中学生アンケートなどを定期的の実施する
- 5 相談窓口を広げる
- 6 その他（具体的に： ）
- 7 わからない

問10 あなたは、将来に向けてどのような施設を優先的に整備したり、増やしたりしてほしいと思えますか。〈〇は3つまで〉

- 1 体育館・野球場・サッカー場などのスポーツ施設
- 2 美術館・博物館などの文化施設
- 3 身近な公園や広場
- 4 大規模な公園や遊園地などのレジャー施設
- 5 身近な商店街
- 6 大型のショッピングセンター
- 7 高齢者や障害者のための福祉施設
- 8 病院や診療所などの医療施設
- 9 保育所、幼稚園などの子育て支援施設
- 10 道路の歩道などの安全施設
- 11 災害に対する避難所や避難ビルなどの施設
- 12 学校や図書館などの教育施設
- 13 その他（具体的に： ）

問 11 あなたは、みんなで作るこれからの和木町を、どんなまちにしたいですか。〈〇は3つまで〉

- 1 子どもからお年寄りまで、健康に暮らせて福祉が充実した「健康と福祉のまち」
- 2 公園や緑が多く、暮らしやすい「住宅のまち」
- 3 海や山などの自然を生かした「自然と共生するまち」
- 4 古い町並みや伝統的な祭りなどを大切にしたい「歴史と伝統文化のまち」
- 5 文化・芸術とふれあいがあり、学習の機会に恵まれた「文化と生涯学習のまち」
- 6 余暇時間をより健康で豊かにする「スポーツ・レクリエーションのまち」
- 7 世界に開かれた「国際交流と観光のまち」
- 8 地元の産業や商店街が、活気にあふれた「産業のまち」
- 9 まちづくりに町民が参加し交流する「町民参加と交流のまち」
- 10 防災や防犯に力を入れる「安心・安全のまち」
- 11 子育てと教育環境が充実した「子育てと教育のまち」
- 12 その他（具体的に： _____）

問 12 これからの和木町がどんなまちになってほしいか、キャッチフレーズを考えてください。キャッチフレーズを思いついた人は、自由にお書きください。
例) 『人・自然・歴史がかがやくまち 和木』



4. あなた自身のことについてお聞きします。

問 13 アンケート結果の分析に必要ですので、あなたの性別はどちらですか。

<○はひとつ>

1 男

2 女

問 14 あなたが、和木町に住んで気づいたことや、これからのまちづくりに対する意見などを、自由に書いてください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

ご協力ありがとうございました

ご記入いただいたアンケートは、担任の先生にお渡しください。

3 和木町第5次総合計画策定委員名簿

	氏名	性別	備考
1	向田 毅	男	委員長
2	土井 佳子	女	副委員長
3	横川美代子	女	
4	山本 和彦	男	
5	小林 弘典	男	
6	松島 馨	男	
7	岡田 茂	男	
8	太田 俊裕	男	
9	轟 真由美	女	
10	吉田 浅美	男	
11	正木 友美	女	
12	吉国 和美	女	

順不同 敬称略

和木町第5次総合計画

発行年月：平成28年3月

編集：山口県和木町

〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

Tel：0827-52-2135（代表） / Fax：0827-52-5313

URL：<http://www.town.waki.lg.jp/>



和木町